

第1章

ドーハ開発アジェンダの動向

〔1〕 ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

1. 交渉の立ち上げから2004年7月枠組合意までの動向

2001年11月にカタル・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングのほか、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、環境や開発途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

加盟国は2002年初頭より実質的な交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と開発途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。その後、軌道に戻す取組が模索され、10月のAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合では、ラウンドの成功裡の終結に向けて努力することを閣僚及び首脳レベルで確認し、個々の論点について立場の違いはあるが、カンク

ンで採択されなかった閣僚宣言案を基礎として議論を積み上げるべきことで一致した。

2004年初頭より、米通商代表や欧州委員による各国への働きかけなどを通じ、2004年をラウンドにとって「失われた年」としてはならず、交渉を軌道に戻すべく年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気醸成されていった。2月に開催された一般理事会では、我が国の大使が一般理事会議長に選ばれたほか各交渉会合等の議長が新たに選出され、農業、NAMA、サービス、ルール（アンチ・ダンピング等）などの交渉グループの会合が順次再開された。また、OECD閣僚理事会（5月）、WTO非公式閣僚会合やAPEC貿易大臣会合（6月）、G8サミット（7月）においても、交渉の主要分野における7月末までの枠組みの合意に向けた政治的意志が改めて確認された。

2. 2004年7月枠組合意から2005年12月香港閣僚会議までの動き

2004年7月31日の一般理事会において、ドーハ開発アジェンダの交渉の枠組みが合意された（通称：枠組合意）。非農産品の市場アクセスについての交渉の枠組みが合意されたほか、貿易円滑化の交渉開始を決定した。また、サービス、ルール、開発等の分野の今後の交渉の方向性が示されたことで、今後の包括的ラウンドの重要な基礎が作ら

れ、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

7月の一般理事会の結果を受けて、2004年末から2005年初頭にかけては、各交渉会合（NAMA、農業、ルール、サービス、貿易円滑化等）で技術的作業が進展した。2005年1月には、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（通称：ダボス会議）の際に、スイス主催でWTO非公式閣僚会合が開催された。同会合では、2006年中に交渉を終結させるべきであり、NAMA、農業、サービス、開発、貿易円滑化を含むルールの主要5分野について、2005年12月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（関税削減の方式等に関する詳細な取り決め）たたき台」を発出すべきとの認識が共有された。

ダボスでの議論は、2月にジュネーブでの高級事務レベル会合や貿易交渉委員会等を通じて、ほぼ全加盟国の共通認識となった。また、3月にケニア・モンバサで行われたWTOミニ閣僚会合（ケニア・モンバサ）では、夏前の「モダリティたたき台」の作成及び香港閣僚会議に向けての段取りが一定程度明らかになった。

4月には、ドーハ開発アジェンダの進展、特にNAMA分野の進展に貢献する観点から、経済産業大臣が、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、千葉県幕張でNAMA非公式閣僚会合を主催した。関税削減方式（フォーミュラ）に関し、新たな開発と成長の機会につながる現実の市場アクセス改善を実現するため、開発途上国への配慮を考慮しながら、野心の水準を高くすることが必要であり、各国とも交渉に積極的に貢献する必要があること等につき認識が共有された。

5月から7月にかけてOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会合（5月）、APEC貿易大臣会合（6月）、中国主催非公式閣僚会合（大連）（7月）が開催され、我が国を含む20～30の主要国の閣僚が集まり、交渉の前進を図るべく交渉が重ねられた。我が国は、これらの閣僚会合の機会を使って、東アジア諸国の閣僚等を集め、4月のNAMA閣僚会合のフォ

ローアップ会合を開催し、6月のAPEC貿易大臣会合において野心の高い関税削減方式（スイス・フォーミュラ）支持への合意形成に大きく貢献した。

しかしながら、農業、NAMAなど主要分野においてWTO加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末の一般理事会では当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されず、各交渉分野の現状報告が行われるとともに、WTO事務局長から交渉全体の状況報告がなされ、12月の香港閣僚会議に向けて各国の結束が呼びかけられるに止まった。

その後夏休みを挟んで、9月1日にWTO事務局長が交替し、交渉が再開・本格化した。

交渉再開後、主要国閣僚レベルで調整が行われる最初の機会として、10月初頭にチューリヒで米国主催非公式閣僚会合が開催された。同会合では、焦点の1つとなっていた農業交渉において、米国がこれまでの立場から一歩踏み込んだ国内支持についての新たな提案を提出した。これに呼応する形でEU、G20、G10から提案が一通り出され、膠着状態にあった農業交渉に進展がみられた。11月中旬にはAPEC閣僚会合が開催され、各国閣僚が香港閣僚会議の成功のために最大限努力を払っていくことで認識が一致した。

こうした動きの中、少数国による交渉も活発化した。11月初頭に、WTO交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4か国が構成するG4グループに我が国が初めて加わる形でインド主催少数国閣僚会合がロンドンで開催された（我が国からは、経済産業大臣及び農林水産大臣が出席）。同会合では、農業、NAMA、サービス等の主要交渉分野のそれぞれにつき集中的な議論が行われるとともに分野横断的な観点から全体的な野心の水準についても議論された。これを機に、我が国は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11月後半以降は、G4に加え、我が国と豪州が参加した形（＝G6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった）。

一方、各分野の交渉会合においては、10月後半

から11月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をWTO事務局長に提出した。11月26日には、各交渉議長から提出された報告を合体した形の香港閣僚宣言草案がWTO事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残した形で12月2日の一般理事会で承認され、香港閣僚会議に提出された。

2005年12月13日から18日まで、香港にて開催された第6回閣僚会議は、18日に閣僚宣言を採択し閉幕した。我が国からは、経済産業大臣、農林水産大臣、外務大臣他が出席した。会議では、ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台が築かれるとともに、特に開発途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）が合意され、交渉の進展に大きな弾みがもたらされた。各交渉分野では、①農業において、国内支持、関税の階層削減の方式の具体化を推進、②非農産品（NAMA）においてスイス・フォーミュラに合意、③サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、④ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、⑤開発において後発開発途上国（LDC）産品に対する原則無税無枠化に合意するなど、多方面で前進が見られた。

なお、開発に関しては、閣僚会議直前に総理大臣自らが、我が国の開発途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に対し発信し、多くの開発途上国から評価の声が寄せられた。

香港閣僚宣言では、2006年4月末がNAMA及び農業のモダリティ確立期限、7月末が譲許表案提出の期限とされていた。2006年1月末にスイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明され、期限どおりに成果を出すべく、全分野にわたって積極的に取り組むことで一致した。また、同会合に先駆けて、G6閣僚会合が開催され、メンバーが密接に連携して

交渉を進めていくことで意見が一致した。

3. 香港閣僚会議以後 ～2006年7月から2007年1月の交渉中断を経て

香港閣僚会議で決められた2006年4月までのモダリティ確立の期限に向け、閣僚会合・二国間協議が続けられてきたが、農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMAの3分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交差するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り、4月末の期限を守ることができなかった。5月にパリで行われたOECDの閣僚理事会や6月にベトナムのホーチミンで行われたAPEC貿易担当大臣会合でも、農業及び非農産品市場アクセス（NAMA）のモダリティを6月末までに合意するために取り組む旨が確認された。この流れを受けて、6月29日から7月1日までジュネーブで開催された非公式閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ確立を目指して交渉が行われた。我が国からは、経済産業大臣及び農林水産大臣が参加し、G6諸国を中心として合意を模索したが、各国の立場の乖離が縮まることはなく、モダリティ合意を果たすことはできなかった。

7月に入り、膠着状態を打開するため、WTO事務局長の主要国訪問による調整、G8首脳による「1か月以内の農業とNAMAのモダリティ確立を目指す」旨の政治的意思の表明（サンクトペテルブルク・サミット）、G6閣僚によるジュネーブでの緊急会合といった努力が続けられ、7月23日よりG6閣僚会合を集中的に開催することが決定された。23日の同会合においては、約14時間に及ぶ議論が行われたものの、各国の立場の違いが埋まるには至らなかった。現状では議論の進展は見込めないと判断から、WTO事務局長は24日の非公式貿易交渉委員会においてラウンド交渉を中断する旨発表し、年内の交渉妥結は困難と表明した。我が国をはじめとする各国とも遺憾の意を表明しながらも、事務局長の提案を了承した。

交渉中断後、夏から秋にかけて各国・地域にお

いて交渉再開にむけての働きかけが行われた。

8月の日中韓アセアン経済大臣会合においては、経済産業大臣より、遅くとも11月中旬からの交渉再開を目指し2007年の早期に農業・NAMAのモダリティを確立することを内容とする「交渉再開にむけた5つの行動」を提案し、各国より支持を得た。9月のG20閣僚会合（9～10日）、ASEM首脳会合（10～11日）ケアンズ閣僚会合（20～22日）でも、首脳・閣僚レベルで交渉の早期再開を目指す取組が続けられた。この間、我が国の経済団体による主要国へのミッションの派遣などに代表されるよう、民間からも交渉再開を求める声が上がった。

06年11月にベトナムで開催されたAPEC閣僚・首脳会合で、再開に向けた大きな一歩が踏み出された。WTO事務局長も参加した閣僚会合で各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、APEC首脳による「突破口の確保に向けて必要な柔軟性と野心を確認する」との強い意志を示した独立宣言文が発出された。これを受け、WTO事務局長は事務レベルでの作業の再開を宣言し、停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

2007年に入り、米・EU首脳会談を皮切りに、主要国の首脳・閣僚レベルでラウンド妥結へのコミットメントが相次いで示された。我が国も総理大臣の欧州訪問の際、英国首相、欧州委員会委員長との間で、WTOの早期妥結に向け相互に連携していくことを確認した。経済産業大臣や農林水産大臣も訪米・訪欧や電話会談等を通じ、主要国の担当閣僚との議論を活発に実施した。

1月27日にスイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、ラウンド交渉を元に戻す必要性、ジュネーブでのフル・スケールの活動を早期に再開する必要性、すべての交渉分野を含む包括的なアプローチを取る必要性、透明性あるマルチのプロセスの必要性、ドーハ・ラウンド交渉の開発側面の重要性等について各国の認識が一致し、1月31日にジュネーブにおいて開催された非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が本格的に開始されることとなった。

4. 2007年6月のG4決裂から議長テキスト発出による交渉加速へ

2008年の米大統領選開始を控え、各国は2007年中の交渉妥結が重要であるとの認識を持ち、また2007年6月末で米国において行政府に通商交渉の包括的な権限を与える貿易交渉権限（TPA：Trade Promotion Authority）が失効することから、夏前のブレイクスルーに向けて各国が交渉進展のための努力を行った。

1月末の交渉再開直後しばらくは、主要国の二国間協議を中心に議論が進展した。特にG4（米、EU、伯、印）/G6（G4＋日、豪）の各国の間で、SOMレベル、閣僚レベルで二国間協議が集中的に行われ、我が国も二国間協議のプロセスを積み重ねた。4月には、前年7月の交渉中断以来9か月ぶりとなるG6閣僚会合がインド・ニューデリーで開催され、年内妥結に向けた強い決意を表明したコミュニケが発表された。それまで、交渉期限を設定することに対する根強い慎重論があったが、年内妥結という目標をG6で公に合意した意味は大きく、その後のマルチの動きの本格化を後押しする事となった。

この頃から、夏休み前の大きな進展を目指し、二国間プロセス、G4/G6といった少数国間プロセスとジュネーブでのマルチのプロセスの3つが並行して活発に動いた。二国間、少数国間では、5月中旬にパリで開催されたOECD閣僚理事会の機会を利用し、同地にて4月のニューデリーの会合に引き続き、G6閣僚会合が我が国主催で開催された。同時並行で行われていた、ジュネーブでのマルチの動きとしては、4月末、5月上旬に農業交渉議長のペーパーが2回にわたって発出され交渉会合の活性化をもたらした他、6月の非公式貿易交渉委員会にてWTO事務局長は農業及びNAMAのテキストは6月後半に同時に発出し、7月後半に閣僚ベースの交渉を行い、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す旨を表明。夏休み前の進展に向けた議論の加速化を促した。

6月初旬にはG8サミットが開催され、各国首脳

より交渉の早期妥結に向けて積極的なコミットメントが示された。G4/G6等の主要国は、主要国間の意見の収斂に向けた努力を続けながら、その成果を反映させる形で、夏休み前のNAMA、農業のモダリティ合意を目指したが、6月後半にドイツ・ポツダムで開催されたG4閣僚会合が意見の収斂を見ずに決裂したため（これに伴いG6閣僚会合も中止）、各国はジュネーブにおいてWTO事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスを進めていくこととなり、事務局長の指示で、農業・NAMAの議長テキストが発出されることになった。こうした状況の中、7月初旬に豪州ケアンズで開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、交渉の年内妥結を改めて確認する旨の特別声明が採択された。

前述のAPECをはじめ、各国のマルチのプロセスへの支持を受け、7月17日、農業交渉議長、NAMA交渉議長により、農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出された。個別の論点については、我が国も含めた各国にとってその時点で同意できるものではなかったが、文書をたたき台としつつ、マルチの場で議論を積極的に行っていくことが肝要との認識が多くの関係国に共有され、テキストそのものを拒絶するような強い否定的反応は見られなかった。テキスト発出後に行われたジュネーブでの農業交渉会合、NAMA交渉会合でも、両議長テキストは、概ね9月以降の交渉のたたき台となることが確認された。

夏休み明けの9月初めにシドニーで開催されたAPEC首脳会議では、年内に交渉が最終局面に入ることを確保するとの声明が発出された。同時期にジュネーブでは、農業を皮切りに交渉グループごとの交渉が再開された。年内にモダリティ合意をすることはできなかったが、年末の一般理事会において、WTO事務局長は、2008年の早い時期に農業・NAMAのモダリティに合意することができれば2008年末までに交渉を妥結することができるという前向きな発言を行った。

5. 2008年7月の閣僚会合開催と決裂・12月の定期閣僚会合不開催

2008年1月26日、スイス・ダボスにおいて、WTO非公式閣僚会合が開催された。同会合において、主要国の政治情勢を勘案し、交渉の年内妥結を目指すこと、そのため農業・NAMAの改訂議長テキスト発出後、大使・高級実務者会合を経てイースター（3月23日）前後に閣僚会合でモダリティ合意とその他の分野での進展を図ることを目指して取り組むことが確認された。これを受け、WTO事務局長が、1月末の非公式貿易交渉委員会において、「年内妥結の必要性」、「2月4日の週に包括的な改訂テキストを発出後、農業・NAMAの水平的なプロセスを行い、その後農業・NAMAのモダリティ合意を目指す、また、交渉全体の妥結の前に譲許表作成作業で6～8か月が必要というスケジュール感」を示した。

その後、2月8日、農業・NAMA両交渉議長により、農業及びNAMAのモダリティに関する改訂議長テキストがそれぞれ発出された。しかし主要な数字については7月時点のテキストと同じ幅のある案が基本的に維持され、今後の議論に決着が委ねられた形となった。また、2月12日には「サービス交渉の終結に必要な要素」に係る議長報告が発出された。

これを受けて3月には水平的議論に向けてWTO事務局長が調整を本格化した。各国閣僚レベルでも電話会談、書簡等を通じて閣僚会合に関する議論が行われ、4月に入ってから、英豪首脳会談、日仏首脳会談、G7、英米首脳会談、G8ビジネスサミット等で首脳レベルからも交渉加速のメッセージが多数発出された。

スイス・ジュネーブにおける分野毎の交渉が長引いたため、再改訂議長テキストの発出がずれ込んだが、5月19日、農業・NAMAの再改訂議長テキストが発出された。閣僚会合の日程についてはその後の調整に委ねられたが、WTO事務局長が5月7日の一般理事会で「年内妥結のためには、今後数週間でモダリティに合意する必要あり」と発言し

たことを受け、5月下旬から6月の閣僚会合が引き続き目指された。また、5月26日にはサービス交渉議長から議長報告の改訂版、28日にはルール交渉議長から作業文書が提示された。

6月1日～5日にかけてフランス・パリで開催されたOECD閣僚会合の機会を捉え、豪州貿易大臣の主催によるWTO非公式閣僚会合が開かれた。ここでは、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて、以後数週間集中的な議論を行い、閣僚会合の開催を目指すことで合意した。

その後、テキスト発出を受けたスイス・ジュネーブにおける一連の次官級の会合の結果、6月25日の少数国大使級会合において、ついに、WTO事務局長が7月21日から閣僚会合を開催することを発表した。

7月7日～9日に行われた先進8ヵ国首脳会合（G8北海道洞爺湖サミット）では、成果文書に、①野心的でバランスのとれた包括的なラウンド妥結の重要性、②すべてのWTO加盟国に対する実質的な貢献の呼びかけ、③7月21日から始まる閣僚会合の招集を歓迎し、同じ機会に行われるサービス貿易に関するシグナリング会合を開催することを支持すること、が盛り込まれ、閣僚会合を前にした主要国首脳の決意が示された。

閣僚会合の日程が発表された後、閣僚レベルで主要な数字に合意してモダリティ合意を目指すための土台として、7月10日に農業・NAMA両議長により、農業及びNAMAの再々改訂議長テキストが発出された。個別論点については、依然として各国間の意見の収斂が得られていない点多かったが、閣僚会合での議論の土台として各国に受け入れられた。

6月の発表通り、7月21日より、スイス・ジュネーブにてWTO非公式閣僚会合が開催された。25日にWTO事務局長より提示された裁定案では、NAMAについて各国の要望を反映した提案も盛り込まれるなど一定の進展も見られた。また、サービス分野では閣僚レベルでのシグナリング会合が開催され、各国からの積極的なオファーも見られ

た。しかし、主に農産品の輸入に係る途上国向け特別セーフガード措置（SSM）を巡って米国とインド・中国が対立し、立場の違いは最後まで埋まらず、閣僚会合はモダリティ合意に至らないまま29日に決裂した。

閣僚会合の決裂に対し、多くの各国は失望感を示すと共に、これまでの議論を土台として早急に交渉を再開すべきであるとの見解を示した。8月にはラウンドのモメンタムを維持するための努力が、バイ会談等の場で各国によって行われ、8月末のASEAN貿易大臣会合では、ラウンドの成功裡かつ早期の妥結のために引き続き努力していくことが謳われた。

9月に入ると、ジュネーブにおいて農業・NAMAそれぞれの事務レベルでの交渉が再開した。

一方、9月15日には米国のリーマン・ブラザーズが破綻し、世界の金融市場に衝撃を与えた。この米国発の金融危機が世界の実体経済に波及し急速な景気後退をもたらしていることが認識されるにつれ、1930年台に世界恐慌が保護主義の連鎖を生み、やがて世界大戦にまで至った過去を繰り返してはならないとの声が国際的に高まった。

米国・ワシントンDCで11月15日に開催された主要20か国による「金融・世界経済に関する首脳会合（G20）」では、首脳宣言の中に、以後12ヶ月間、貿易や投資に対する新たな障壁を設けないことの誓約と共に、「WTOドーハ開発アジェンダが、志が高く、かつ、バランスのとれた成果を得て、成功裡に妥結することに導くようなモダリティに、年内に合意に至るよう努める。我々は、この目標を達成するよう自国の貿易担当大臣に指示するとともに、必要に応じて自らが直接に支援する用意がある」との文言が盛り込まれた。また、これに続きペルー・リマにて開催されたAPEC首脳・貿易大臣会議の機会においても、11月22日に、同様の趣旨の「世界経済に関するAPEC首脳リマ声明」が発出された。このように、世界経済危機を受けて立て続けに首脳レベルで年内モダリティ合意への強い政治的決意が示されたことは、ラウンド交

渉の気運を高めた。

主要国首脳からの力強い声明を受け、年内閣僚会合開催の可能性を探るべく、多くの国が首都やジュネーブでの意見調整に努め、12月6日には、農業・NAMA両議長が4回目となる改訂議長テキストを発出した。各国からは、テキスト自体についてはおおむね良好な反応が示されたが、閣僚会合については2度目の失敗を犯すことがないよう、成功の可能性を最大化させてから行うべきであるとの意見も多く聞かれた。WTO事務局長は、3つの分野、すなわちNAMAの分野別関税撤廃と農業のSSM、綿花について閣僚会合を開催する前に十分な政治レベルでの意志の確認を行う必要があるとの認識から、閣僚会合開催について慎重な検討を行った。主要各国の閣僚レベル、ジュネーブの大使レベルで様々なコンサルテーションが行われ、調整が続けられたが、12月12日、WTO事務局長は、分野別関税撤廃とSSMについて合意に必要な各国の政治的意志が欠けているとして、年内の閣僚会合開催を見送ると決定した。

その後、12月19日にはルール改訂議長テキストが発出された。本テキストは、各国の立場にある程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示し、各国が対立するゼロイングやサンセットなどの論点は、各国の見解とともに項目名のみを記載した。

こうして、2008年には計4回の農業・NAMAの議長テキストが改訂され、年末にはWTO閣僚会合開催が検討されながらも、年内モダリティ合意を達成することが出来ず、その後の交渉の見通しがないまま米国の政権交代の年を迎えることとなった。

6. 2009年9月のインド主催閣僚会合を契機とする交渉打開の模索

2009年1月31日には、スイス・ダボスにおいてWTO非公式閣僚会合が開催された。各国閣僚が保護主義を抑止することの必要性で一致し、ドーハ・ラウンド交渉について、残された問題の難しさを認めつつも早期妥結への決意を再確認した。また、20日に発足した米国新政権に対して、保護

主義を抑制し、現在のラウンド交渉の枠組みとこれまでの交渉の積み重ねを維持して進展させるべきであるという、各国からの強いメッセージが示された。

その後、3月18日に、米国通商代表部（USTR）の代表が議会で承認された。世界経済の後退を受けて米国内でドーハ・ラウンドに後ろ向きな声が聞かれる中で、我が国を含め各国は、USTRに対し交渉を推進するよう働きかけた。4月2日にイギリス・ロンドンにて行われた第2回G20では、首脳は、前年11月の貿易や投資に対する新たな障壁を設けないことの誓約を2010年末まで延長するとともに、合意に反する措置を早期に是正することを約束した。また首脳は、「急務であるドーハ・ラウンドの志の高く、バランスのとれた妥結」を現在までの進展に立脚して達成することへのコミットメントを示した。

また、4月から5月中旬にかけて、WTOの主要プレーヤーの一つであるインドで総選挙が行われ、与党連合の圧勝により、第2次シン政権が発足した。2期目に伴う内閣改造の結果、WTO交渉を担当する商工大臣は前年の交渉で米国と激しく対立した大臣から交代した。

6月7日～9日には、インドネシア・デンパサールにて農業輸出国と主要国の閣僚によるケアンズ・グループ閣僚会合が開催された。米国・インドの新閣僚が初めて出席するWTO関係閣僚級会合となった本会合では、両国を含めた主要国がラウンドの早期妥結を目指すことで一致、共同声明では高級事務レベル交渉の夏休み前の再開が明記された。米国通商代表は、通商交渉の評価は終えたと言明し、2010年中の交渉妥結を目指し、主要国と二国間で交渉を開始する意向を表明、インド商工相も9月のG20首脳会合前に貿易担当大臣会合を自らの地元で主催することを提案するなど、新閣僚による積極的なコミットメントが示された。

同月末の6月25日には、OECD閣僚理事会に合わせWTO非公式閣僚会合が開催された。会合では、残された論点を整理するため、ジュネーブで夏前

に高級事務レベル会合を再開し、閣僚が継続的にこれを支援することが決定され、交渉妥結を目指す機運が高まりはじめた。同7月8日～10日には、イタリア・ラクイラにおいてG8サミットが開催された。G8に新興国が加わった会合後に採択された首脳宣言では、ドーハ・ラウンドの2010年中の妥結という交渉期限目標が明記されるとともに、9月のG20ピッツバーグ・サミット前に貿易担当閣僚会合を開催することが合意された。続いて、7月21日にはAPEC貿易担当大臣会合が開催され、尼・豪が議論を主導した。本会合では、2010年までに最終合意を目指すこと、9月のG20サミット前に具体的進展がみられるよう、閣僚から事務レベルに具体的な指示を出すこと、等に概ね支持が得られた。

夏休み前の高級事務交渉の再開はかなわなかったものの、2010年中の交渉妥結に向けた、一連の首脳・閣僚レベルの強い政治的コミットメントを受け、WTO事務局長は7月末の非公式貿易交渉委員会において、秋は全ての交渉グループにとって非常に忙しい時期になるだろうと述べ、今後の各交渉分野におけるロードマップを示した。

夏休みが明けた9月、インドが事前のアナウンスどおり、WTOにおける主要国ないし途上国グループの代表約35カ国を招待し、デリーで非公式閣僚会合を主催した。会合では、ラクイラ・サミットで「ドーハ・ラウンド交渉の2010年までの妥結の追求」が合意されたことを受け、その実現のために今後どのように交渉を進めていくべきかについて専ら議論された。会合後のインド商工大臣による総括では、①9月14日の週にジュネーブにおいて高級事務レベルによる会合を開催し、作業工程を詰めていくこと、②交渉は、昨年12月までの成果を交渉の土台としていくこと、③マルチを主たるプロセスとして議論の透明性を確保しつつ、他のやり方（二国間・複数国間の協議）を通じて各国間の理解を深めていくこと、④LDCに配慮すること、⑤2010年までの妥結に向けて閣僚は引き続き進捗状況をレビューしていくこと、が本会合にお

ける成果のポイントとして示された。

閣僚からの指示を受け、9月15日からジュネーブにて開催された高級事務レベル会合でも、主に交渉プロセスに焦点をあてた議論がなされ、翌10月から12月まで毎月高級事務レベル会合を開催し、交渉の進捗を図ることが決定された。

9月24日、25日のG20ピッツバーグ・サミットでは、2010年中のドーハ・ラウンド妥結を目指し、多国間交渉に加えて二国間協議を促進すること、その成果を2010年初頭まで刈り取ることを各国貿易大臣に要請することが合意された。その後、11月14日、15日に開催されたAPEC首脳会議でも、保護主義的圧力に対抗し、世界経済の回復をするためには、2010年内の志の高くバランスの取れたドーハ・ラウンドの交渉妥結が最も有効な手段であること、交渉を加速し、最終的なパッケージを得るため、可能な限りの柔軟性を示し可能な限りのあらゆる手段を活用する用意があることが確認され、ラウンドを成功裡の妥結に導くためになすべきことについて緊密に協力し、2010年初めまでに進捗を評価することが閣僚に指示された。

11月30日から12月2日には、4年ぶりとなるWTO定期閣僚会議が開催され、我が国から経済産業大臣、農林水産大臣、外務副大臣が出席した。本会議で交渉の中身についての議論はなされなかったが、ドーハ・ラウンドが途上国における経済回復及び貧困削減にとって重要であることが再確認され、2010年中の交渉妥結及びそのための翌年第1四半期のストック・テークニング（進捗評価）の必要性、これに向け高級事務レベルのロードマップを準備することについて支持があった。

7. 2011年中の妥結を目指した交渉の再活性化へ

2010年1月30日には、スイス・ダボスにおいてWTO非公式閣僚会合が開催され、我が国から経済産業大臣、農林水産大臣が出席した。3月に開催される予定の進捗評価会合は実施レベル（閣僚又は高級実務者）を予断せず、2月・3月に高級実務者

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

で集中的に議論を行い、閣僚が判断すべき論点を絞り込むことで概ね一致がみられた。また、同日の昼食会では「貿易と環境」についての議論も行われ、気候変動と貿易との関連については、当面、COP（気候変動枠組条約締約国会議）での議論を見極めつつ対応していくべきとの意見が多数示されるとともに、WTOとしても、「貿易と環境」交渉において行われている環境物品・サービスの自由化交渉を引き続き進めていくことの重要性が確認された。

2月の高級実務者会合の結果、進捗評価会合は高級事務実務者で実施されることとなった。3月22～26日に開催された高級事務レベルによる進捗評価会合では、これまでの交渉状況を全般的に評価されたが、交渉期限については特段議論が行われず、ドーハ・ラウンド妥結に向けて全ての分野で交渉を続けていくことで合意された。今後はWTO事務局長が提示したカクテル・アプローチ（①各交渉グループ議長主導のプロセス、②透明性と包摂性のための貿易交渉委員会、③少数国・バイによる個別分野・分野横断的議論、④の3つのプロセスの組み合わせによる交渉）に沿って、これまでの成果を基礎に実務的協議が進められることとなった。

進捗評価会合では、カクテル・アプローチによる交渉の継続が表明されたものの、具体的な交渉の進め方は決められていなかった。閣僚会合決裂以降の交渉停滞の主因は、2008年7月の合意案に加えて、新興途上国（中国、インド、ブラジル）に更なる市場アクセスを要求する米国と、これに反発し、途上国への配慮を強調する新興途上国の対立が解決されないことであった。しかし、不在が続いていた米国のジュネーブ大使が着任した5月以降、交渉打開の糸口を探るべく、ジュネーブにおいて実務レベルの様々な交渉形態が模索された。5月19～20日に開催されたEU・インド主催のG19高級事務レベル会合（最終的には20ヶ国が参加）はその一例である。

こうした中、一連の首脳／閣僚級の会合で、ドーハ・ラウンドに関する議論が行われた。5月27日に

は、OECD閣僚理事会に合わせてWTO非公式閣僚会合が開催された。同会合では、各国からラウンドの停滞が指摘され、最終的な着地点に関する大きな認識の差を埋めるべく、分野横断的な議論を推進し、政治的機運を高める必要性が共有された。

翌週6月5日及び6日には、札幌で外務大臣及び経済産業大臣が議長を務めるAPEC貿易大臣会合が開催され、「多角的貿易体制の支持と保護主義の抑止に関する閣僚声明」を閣僚声明と切り離した独立声明として発出した。声明ではラウンド妥結の期限は明示されなかったものの、ラウンドを可能な限り早期に妥結すべきとの決意が改めて確認された。また、開かれた貿易により裨益するAPECエコノミーとして交渉の主導的役割を担い、11月のAPEC首脳会議で進捗報告を行うことが合意された。続いて、同月26日及び27日のトロントG20サミットにおいて、首脳から、ラウンド交渉を早期に妥結すべきこと、11月のソウルG20サミットで交渉の進捗状況を報告すべきことが指示された。

トロントG20サミットの後、7月7～8日に行われたEU・インド主催のG23高級事務レベル会合において、今後の進め方について問題提起がなされた。これを受け、個別論点ごとに交渉ではなく問題解決を目指した議論を行うための会合として、G11の大使を中心としたブレインストーミング会合を開催するアイデアが提示された。7月中に試験的に実施された漁業補助金と開発についての会合が新たなダイナミズムとして評価されたことを受け、夏休み明けの9月から、G11各国に論点毎に異なる数カ国を加えて大使級ブレインストーミング会合が実施された。同会合は、大使レベルで相互理解を深め、問題点を洗い出すプロセスとして有益だと評価されたが、交渉の実質的進展を目指したのではなく、この結果を具体的な交渉の進展に繋げることが求められた。

2010年11月には、横浜APEC閣僚会議（10～11日）、ソウルG20サミット（11～12日）、横浜APEC首脳会議（13～14日）が開催された。一連の会議では、ラウンドをバランスのとれた野心的な妥結

に導くとの決意が改めて確認され、2011年を極めて重要な「機会の窓」として、最終段階に向けた包括的な交渉を行う決意が示された。「機会の窓」とは、2012年には米国の大統領選挙をはじめ各国の政治日程が重なるため、2011年が早期妥結のチャンスであるとの認識から生まれた言葉である。さらに、G20サミット及びAPECでは、首脳から交渉担当者へ積極的かつ実質的な交渉に関与するよう指示し、権限を付与することが表明された。

こうしたG20サミット及びAPECの結果は、11月30日の非公式貿易交渉委員会において、WTO事務局長から2011年中のラウンド妥結に向け強い政治的メッセージが発出できたと評価された。WTO事務局長は2011年夏前までの実質合意を目指し、1月から各交渉グループで集中的に議論を行い、改訂議長テキストを発出する作業計画を示し、各国もこれに同意した。12月6日には、それまで大使レベルの会合であったG11に高級実務者が参加し、その後の具体的な交渉の進め方が議論された。この会合により、2011年内の妥結に向け、年明けから農業、NAMA、サービスなどの分野横断的な議論を開始することになった。

翌2011年、例年より早い1月10日から交渉会合が開始され、2011年の「機会の窓」を活かすべく、改訂議長テキスト発出に向けて交渉官レベルで集中的議論が行われた。1月24日にはG11大使・高級実務者会合で初めて農業、NAMA、サービスの市場アクセスに関する実質的な議論が行われた。

閣僚レベルでは、1月28日に、例年のダボスにおけるWTO非公式閣僚会合に合わせてEUがG7閣僚夕食会を主催し、我が国からは経済産業副大臣が出席した。G7各国の担当閣僚のほとんどは2008年7月の閣僚会合の決裂以降に交代しており、主要国の現閣僚間で信頼関係を構築する貴重な機会となった。

翌29日のスイス主催のWTO非公式閣僚会合では23カ国・地域の閣僚が集まり、我が国からは経済産業大臣及び農林水産副大臣が参加した。WTO事務局長より、2010年11月のAPEC及びG20サミッ

トにおける首脳の合意を受けて1月から行われている集中的交渉を加速し、4月のイースターまでに改訂議長テキストを発出し、7月の実質合意を目指すべきとのスケジュールが提示された。大半の国は2011年中の妥結を目指すことに賛同し、WTO事務局長の提示した交渉スケジュールが共有され、その後、ジュネーブにおいて主要国大使・高級実務者レベル等による会合・バイ会談が集中的に行われた。

8. 交渉の危機表明と第8回定期閣僚会議

2011年4月21日、各交渉議長から、現在の交渉状況を反映した形での議長報告書（一部は改訂テキスト）が発出された。全交渉分野でまとまった文書が初めて揃うことになり、妥結に向けた包括的な検討材料として評価できる一方、文書は概ね交渉の現状を反映した報告書に留まり、当初目指していた7月の実質合意に向けた叩き台となるようなテキスト発出には至らなかった。また、WTO事務局長は冒頭文書で、鉱工業品の関税交渉を巡り現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあると指摘し、「ラウンドにとって危機的状況である」と明言、今後の進め方について熟考するよう問題提起を行い、各方面で2011年の交渉の新たな着地点を巡る議論が始まった。

続く5月3日の一般理事会にて、WTO事務局長は、ドーハ・ラウンドのみでなく多国間貿易体制全体のために、加盟国全体で責任を共有した上で努力をすべきであり、12月の定期閣僚会議に向け、2011年中に成果を出すため、これまでのやり方を超えたアプローチが必要との認識を示した。具体的には、まず5月の一連の閣僚プロセスから、ジュネーブに政治的インプットがもたらされることが期待された。閣僚プロセスとしては、5月19日に米国モンタナ州ビッグスカイでAPEC貿易担当大臣会合が、5月26日にフランス・パリでWTO非公式閣僚会合（豪州主催）が開催され、年内妥結は困難との認識が共有された。パリでは、最終的な一括受

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

諾の目標を諦めることなく、12月の定期閣僚会議に向けて一定の成果を出すべく、今後の進め方につきジュネーブで事務レベルの議論を進めることで概ね合意された。

一連のまとめとして、WTO事務局長は5月31日に非公式貿易交渉委員会会合を開催し、12月の定期閣僚会議の成果として、①LDC案件を優先させること、②開発要素を含むLDC案件以外の要素（LDCプラス）が必要であること、③NAMA、農業、サービスの市場アクセス、貿易救済措置、TRIPs関連事項は成果の候補とは見られていないことを明らかにした。加盟国とのコンサルテーションの結果、WTO事務局長は翌6月22日の非公式貿易交渉委員会で、ドーハ宣言パラ47にのっとった部分合意の成果を12月までに追求することとし、成果の候補としてLDCプラスのパッケージ案を示した。パッケージ案は、他のイシューを排除するものではないとしつつも、LDC案件として2005年の香港閣僚宣言にも含まれている無税無枠（DFQF）、原産地規則、綿花、サービスLDCウェーバー（サービス貿易のLDC向け特惠制度）が、「プラス」の候補案件として貿易円滑化、農業の輸出競争、S&Dモニタリングメカニズム、漁業補助金、環境物品・サービスが示され、交渉を開始するよう呼び掛けられた。その後、WTO事務局長が主催する少数国大使会合を中心に、ジュネーブ大使レベルでイシュー毎の議論が集中的に行われたが、議論はまとまらず、夏前の最後の非公式貿易交渉委員会（7月26日）にて、12月までにLDCプラスのパッケージに合意することは困難との結論を得た。9月以降は、12月の定期閣僚会議に向けて、ドーハ・ラウンド以外のWTOの定常作業計画と、ドーハ・ラウンドの12月以降の行動計画に関する議論を中心に進めることとなった。

まず9月7～9日にカナダのサスカトゥーンで開催されたケアンズ・グループ閣僚会合には、ケアンズ・グループ（豪、加など農産物輸出国18カ国）の他、日、米、EU等が参加し、交渉の停滞状況を憂慮しつつ、率直な議論を通じ、前進のための明

確かつ現実的な道を開く必要性を共有した。

続いて11月のG20カンヌ・サミットでは、交渉を進めるために斬新で、信頼性のあるアプローチを追求する必要性を共有した。閣僚に対して、年末の第8回WTO定期閣僚会議（MC8）でこのようなアプローチに取り組むよう、また、グローバル化する経済の中での多角的貿易体制に対する課題及び機会に関する議論を行い、2012年のG20メキシコ・サミットまでに報告することを指示した。さらに同月に米国ハワイで開催されたAPEC閣僚・首脳会合でも、ドーハ・ラウンドの新たな斬新で信頼あるアプローチの探求を、MC8で開始する決意が確認された。同時に、貿易等の新たな障壁を引き上げない措置の約束（スタンド・スティル）を2015年まで延長するなど、保護主義抑止の重要性が再確認された。

ジュネーブでは、LDCプラスのパッケージの合意が困難との結論が出てから、MC8に向け、ドーハ・ラウンドに限らず、WTOに基づく多角的貿易体制の機能強化、保護主義抑止への取組等、幅広いイシューに関して議論が重ねられた。

12月15日～17日、ジュネーブで開催されたMC8には、我が国から経済産業大臣、外務大臣政務官、農林水産大臣政務官が出席した。MC8では、閣僚決定として、サービスLDCウェーバーなど7つの合意がなされたほか、①多角的貿易体制とWTOの強化、②貿易と開発、及び③ドーハ・ラウンドに関する政治的ガイダンスを含む議長総括が発表された。③について、近い将来の合意は困難であることを認めつつも、交渉をあきらめず、新たなアプローチを見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが約束された。また、保護主義抑止について、経済産業大臣を始め複数の閣僚から、新たな貿易制限措置を控えるスタンドスティル約束と、既に導入された措置を是正するロールバックを決意することが主張され、議長総括（議論の総括部分）に反映された。さらに、MC8では、WTO非加盟国のうち最大の経済大国であるロシアのWTO加盟が承認され

たほか、14年間に渡った政府調達協定改正交渉が大筋合意に至り、自由貿易体制の一層の強化に貢献するものとなった。

9. 第9回WTO定期閣僚会議に向けた先行合意分野の模索

2012年1月28日、MC8終了後、初めて主要国閣僚が集まる機会となったダボスにおけるWTO非公式閣僚会合には、経済産業大臣及び農林水産副大臣が出席した。会議ではMC8で合意されたドーハ・ラウンドの「新たなアプローチ」に焦点が当てられ、現実的に、プラグマティックに進めるべきとの共通見解が得られ、具体的にはジュネーブでの技術的作業に委ねられた。

4月19日～20日にかけてメキシコ・プエルトバジャルタで開催されたG20貿易大臣会合では、OECD、WTOからグローバル・バリュー・チェーンについての研究報告がなされ、貿易円滑化の重要性について参加国間で一致し、貿易円滑化は進展が見込まれる有望分野であるとの共通認識が形成され、他の交渉分野とリンクさせずに進めることで一致した。その後、5月23日にフランス・パリで開催された豪州主催WTO非公式会合、6月4日～5日にロシア・カザンで開催されたAPEC貿易担当大臣会合、9月5日～6日にロシア・ウラジオストクで開催されたAPEC閣僚会議等を通じて、主要国間で貿易円滑化交渉の技術的議論を進展させることで一致する一方で、一部の途上国からは貿易円滑化の進展には、農業分野での成果が必要と強く主張された。

こうした情勢も踏まえて、貿易円滑化交渉では、統合テキスト案（事実上の貿易円滑化協定案）について具体的かつ技術的な議論が継続的に重ねられ、徐々に進捗が見られた。農業交渉については、新興国を中心とする開発途上国グループが、9月にはブラジルが主導する形で関税割当枠の透明性の確保や運用方法の規律強化に関する提案を行うとともに、11月にはインドが主導する形で途上国による食料安全保障目的の公的備蓄制度を政府支払

い削減義務の対象外とする提案が行われ、これらについて進展可能な項目であるとして合意を求めた。

2013年1月26日、スイス・ダボスで開催されたスイス主催WTO非公式閣僚会合には我が国から経済産業大臣、農水副大臣が出席し、第9回WTO閣僚会議（MC9）で目指す成果とその達成方法について議論がなされた。同会合では、MC9の成果として貿易円滑化、一部の農業関連提案、開発分野が挙げられ、春頃に進捗状況を評価することで一致した。

4月11日に開催された非公式貿易交渉委員会（TNC）において、WTO事務局長（当時）は、貿易円滑化、農業の一部、開発の分野の進捗がMC9で成果を得るには不十分であり、各国は柔軟性を示すべきと報告し、一部の国からはMC9が失敗に終わればドーハ・ラウンドは失敗に終わると現状への強い懸念が示された。その後ジュネーブで続けられたMC9に向けた交渉の進捗は芳しくなかったものの、4月20日～21日にインドネシア・スラバヤで開催されたAPEC貿易大臣会合、5月30日にフランス・パリで開催された豪州主催WTO非公式閣僚会合等を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発からなるMC9の成果（バリ・パッケージ）への閣僚のコミットメントが繰り返し確認された。

10. 第9回定期閣僚会議

2013年9月のWTO新事務局長就任以降、MC9の成功を目指し、10月末までのバリ・パッケージ妥結を目標に交渉が加速され、10月4日～8日にインドネシア・バリで開催されたAPEC閣僚・首脳会議においても、バリ・パッケージの交渉をMC9開始前にまとめるべく一層努力することが確認された。貿易円滑化、農業、開発の3分野のうち、政治的対立が比較的少ない開発については進展が見られたものの、貿易円滑化と農業については交渉が難航した。貿易円滑化については、論点を全て収束させることができず、また、農業の途上国による食料安全保障目的の公的備蓄提案については、

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

政府支払い削減義務に違反した場合であってもWTO紛争解決機関に持ち込むことを自制する適用期間に関して、恒久的な解決策を求めるインドとそれに反対する米国が折り合わなかったため、合意に至らなかった。WTO事務局長は交渉期限を順次延長し、ジュネーブでの交渉を続けたものの、最終的には11月26日に開催された一般理事会において、最終合意目前に迫りながら合意に至らず、「MC9において閣僚間で交渉することは現実的ではないが、今後の対応について加盟国間で議論をして欲しい」と報告して、ジュネーブでの交渉を終了した。

このWTO事務局長の報告を受け、多くの国から同事務局長の交渉妥結に向けた努力を支持し、MC9最終日まで交渉妥結に向けた努力を続けるべきとの声があがるとともに、その後、貿易円滑化の途上国支援についてはLDCグループと主要関心国との間で合意が成立するなど一定の進展があった。一方で農業分野は合意に至らず、MC9においてバリ・パッケージに合意できるか否か不透明なまま12月3日からMC9に突入した。

MC9開会後は、食料安全保障目的の公的備蓄提案に関するインドと米国の交渉動向に注目が集まった。インドはステートメントにおいても食料安全保障について恒久的な解決が必要である旨強く主張するなど引き続き自国の立場を堅持し、バリ・パッケージ成立が危ぶまれた。会合中、米印間の水面下での交渉が当初の会議予定を超過し最終日（12月6日）の深夜まで続けられた結果、最終的にはWTO紛争解決機関に持ち込むことを自制する適用期間を定めないことで合意に至った。最終案に対して一部の国による強硬な反対も見られたが、最終的にはWTO事務局長の精力的な調整によって翌7日午前の閉会式で全会一致で合意に至った。

MC9で合意された貿易円滑化は、税関手続の簡素化及び透明化を通じて我が国企業のグローバルな活動を支えるものであると同時に、協定が締結されれば1995年のWTO設立以来初の全加盟国による協定となるものである。MC9は、13年間続く

ドーハ・ラウンド交渉において画期的な成果を挙げ、WTOの交渉機能の信認維持に大きく貢献した。

＜バリ・パッケージの合意内容＞

(1) 貿易円滑化（資料編第1章ドーハ開発アジェンダの動向P. 808参照）

- 税関手続の迅速化や貿易規則の透明性向上のため、各国が実施すべき措置を規定（貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備、事前教示制度の整備等）
- 開発途上国に対し実施までの猶予期間を認めるとともに、実施が困難な場合は、先進国等からの支援を条件とした猶予期間を認めることを規定

(2) 農業（資料編第1章ドーハ開発アジェンダの動向P. 806参照）

①食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定

- 恒久的解決が得られるまで、食料安全保障を目的とした公的備蓄制度がWTO農業協定上の国内助成削減対象義務に違反しても、紛争解決処理に持ち込むことを自制する
- 上記合意は暫定的な位置付けとして、第11回WTO閣僚会議までに公的備蓄問題の恒久的解決を得るために合意すべく交渉する

②関税割当の運用に関する了解（閣僚決定）

- 関税割当の割当手続の透明性の向上等を通じて運用改善を図る

③輸出競争に関する閣僚宣言

- 農業の輸出補助金を最大限抑制する旨の政治宣言

(3) 開発（資料編第1章ドーハ開発アジェンダの動向P. 809参照）

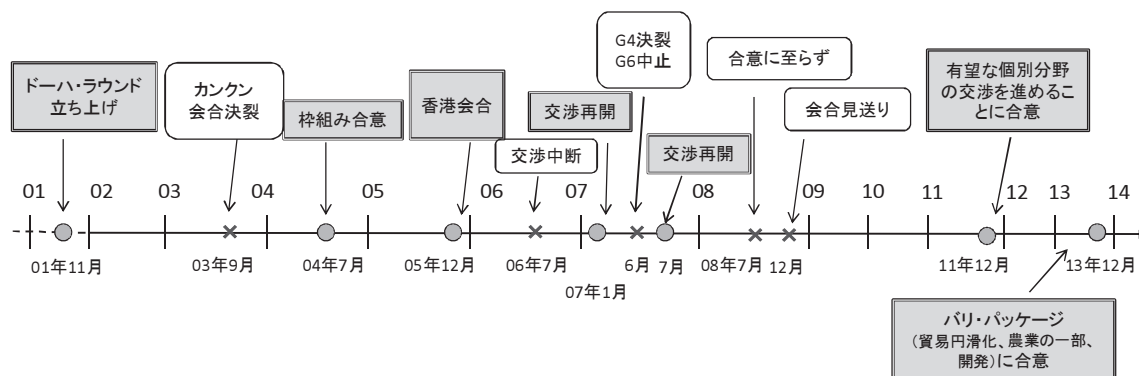
- 綿花
- LDC向け特惠制度の原産地規則ガイドライン
- LDC向けサービス分野の優遇措置

- LDC向け無税無枠措置
- 途上国配慮条項（S&D）の履行モニタリング制度

11. 第9回定期閣僚会議後のドーハ・ラウンド交渉

バリ閣僚宣言では、バリ・パッケージに加え、12か月以内に今後のドーハ・ラウンドの作業計画を策定することについても合意し、作業計画策定の際にはバリ・パッケージで法的拘束力が得られなかった農業、開発について優先的に議論されることとなった。2014年1月25日にスイス・ダボスで

開催されたスイス主催WTO非公式閣僚会合には、我が国から経済産業大臣と農林水産大臣が出席し、MC9後のWTO交渉の進め方について議論が開始された。同会合ではポスト・パリの作業計画について、農業、非農産品の市場アクセス、サービスなどの分野間の相互関連性を考慮すること、プロセスの透明性及び包括性が重要であること、実現可能性と野心のバランスに注意を払うべきこと等について発言があり、引き続き議論を続けていくこととなった。



〔2〕各交渉分野における議論の進捗状況

I. 非農産品市場アクセス

1. 議論の背景

農産品以外のすべての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次ラウンドを通じて、先進国の関税は全体として低水準となっているが、なお一部の品目において高関税が残存し、また開発途上国の中には全体として高関税の国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年11月のドーハ閣僚宣言では、一般に新しい貿易の創造による開発

のための市場アクセスの改善の役割が強調され、特に非農産品市場アクセスの分野では、関税・非関税障壁の削減又は撤廃について交渉を行うことに合意した。

その後、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議は決裂に終わり、非農産品市場アクセス交渉も暫く停滞したが、2004年7月の一般理事会で採択された「枠組み合意」において、カンクン閣僚会議の際に議論された閣僚宣言案（「デルベス・テキスト」）を基本とした枠組みにより交渉を行うことに合意し、交渉は再び動き始めた。

2005年1月末にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合において、同年12月の香港閣僚会議

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

におけるモダリティ合意と同夏までの「モダリティたたき台」の作成という交渉の進め方が話し合われ、また、関税引き下げ方式（フォーミュラ）に関する新たな提案が示されたことを契機に、フォーミュラの具体的なあり方についての議論が本格化した。同年4月に我が国が幕張で開催したNAMA東アジア閣僚会合、6月に韓国で開催されたAPEC貿易担当大臣会合、7月上旬に大連で開催された非公式閣僚会合等を通じて、スイス・フォーミュラ（後述）支持が大勢となっていたが、新興市場の関税引き下げに高い関心を有する先進国と、開発事情への特別な配慮を求める開発途上国の間の立場の違い、また農業交渉の難航等により、12月までのモダリティ合意は実現せず、香港閣僚会議では、スイス・フォーミュラの採用、非譲許品目についてノン・リニア・マークアップ方式の採用等に合意する香港閣僚宣言を採択し、2006年4月末にモダリティ確立を目指す新たなスケジュールが設定された。

2006年に入り、フォーミュラによる関税削減効果に関するシミュレーション結果を参照しつつ、モダリティの中核的な要素（フォーミュラの係数、開発途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅）について、交渉会合等で議論されたが、先進国と開発途上国の立場の違いは収斂に向かうことなく、2006年4月末までのモダリティ確立には至らなかった。

同年6月、NAMA交渉会合議長は、2004年の「枠組み合意」及び香港閣僚宣言において既に合意された事項に、交渉の現状を反映して可能な範囲で一部文言を付け加えて作成したモダリティ・テキスト案に、議長のコメントを付した報告書を発出した。6月末の閣僚会合及び7月下旬のG6閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ合意に向けて議論されたが、農業交渉における各国の立場の隔たりのため議論が膠着し、WTO事務局長は、交渉の中断を宣言した。

しかしその後、ラウンドの早期再開の機運は徐々に高まり、11月の貿易交渉委員会において、

WTO事務局長は、2007年末までに交渉を終結することを目指して、各交渉議長の下での事務的作業を進めるべきとの考え方を表明した。

2007年に入って、交渉は本格化し、NAMA交渉会合においても技術的な論点から議論を再開して、6月までに一通り議論がなされ、論点の整理は進んだものの、具体的な関税削減効果を決めるフォーミュラの係数については収斂に至らなかった。7月にはNAMA交渉会合議長から、これまでの交渉経緯に鑑み、議長として考えるNAMA交渉のモダリティ案をまとめたテキストが発出された。

これに対し、NAMA交渉において強硬な立場をとる開発途上国グループ等は、10月9日に開催された一般理事会において、議長テキストに対する批判的な立場を主張、これに続いてフォーミュラによる関税削減に対する柔軟性拡大を求める一連の提案が開発途上国から提出された。他方で、NAMA交渉でより高い成果を求める先進国は、7月の議長テキストはNAMA交渉のマンデートを反映したものであることを強調し、議長テキストで示されているフォーミュラにおける開発途上国の係数を支持するとともに、途上国の柔軟性拡大に反対する共同文書を提出するなど、各グループが積極的な動きを見せたが、いずれも合意につながらなかった。

2008年に入って開催された交渉会合では、改訂議長テキスト発出に向けてすべての論点が議論されるとともに、二国間・複数国間でも非公式な協議が精力的に行われた。

2月の一般理事会において、WTO事務局長は、年内の交渉妥結のため、イースター前後を目処にモダリティを確立すべきとの考えを表明。NAMA交渉議長は2月8日、2007年7月以降の交渉の現状を反映した議長テキストの改訂版（第1次改訂議長テキスト）を発出した。第1次改訂議長テキストでは、2004年の枠組み合意以来記載されていた、途上国の柔軟性にかかる数字を削除・空欄化し、柔軟性を巡る議論において、加盟国間のコンセンサスがなかったことを正確に反映した。

その後、事務レベルでの協議を重ね、同年5月20日にNAMA交渉議長は、2月以降の議論を反映した第2次改訂議長テキストを発出した。第2次改訂議長テキストでは、係数と柔軟性の組み合わせとして3つの選択肢を提示し、関税削減率が高いほど柔軟性が拡大するスライディング・スケールの考え方が盛り込まれた。

更なる事務レベルでの協議を経て、6月25日、WTO事務局長は7月閣僚会合の開催を表明し、7月10日、NAMA交渉議長は、閣僚会合の議論の土台となる第3次改訂議長テキストを発出した。第3次改訂議長テキストでは、前回テキスト発出以来の精力的な議論の成果を反映し、調整中であることを示すブラケット（括弧書き）の数が大幅に減少した。

7月21日より開催されたWTO非公式閣僚会合では、2日目から日・米・欧・豪・印・中・伯の主要7ヶ国の閣僚により集中的な議論が行われた。6日目に、先進国と途上国の歩み寄りを促す事務局長提案が提示され、合意の姿が見えそうになった瞬間もあったが、とりわけ途上国の特別セーフガード（農業分野）発動基準を巡って、あと一步のところで収斂を見いだせず、11日間にわたる夜を徹しての交渉も空しく、モダリティ合意には至らなかった。

8月12日、NAMA交渉議長は、7月閣僚会合における議論の積み重ねを記録したプロGRESS・レポートを発表した。同レポートには、閣僚会合の結果、第3次改訂議長テキストに示された論点のうち、フォーミュラの係数及び柔軟性、反集中条項等の多くの論点について意見の収斂が見られたことが記述された。

秋以降、NAMA交渉では、分野別関税撤廃の進め方を中心に事務レベルでの協議が行われた。11月15日、G20の金融・世界経済首脳会合宣言に、年内にモダリティ合意に至るよう努力する旨盛り込まれたことを受け、交渉が加速化し、12月6日には第4次改訂議長テキストが発出された。第4次改訂議長テキストは、フォーミュラの係数及び柔軟

性等について7月閣僚会合で収斂した数字を反映し、分野別関税撤廃と一部の途上国にフォーミュラ適用の例外事項を設ける特定国（アルゼンチン、南アフリカ、ベネズエラ）の特別扱い等が残された論点であることを明示するとともに、その他の論点については、交渉の進捗を踏まえ、議長が着地点と考える内容を提示した。

12月8日、WTO事務局長は、分野別関税撤廃（NAMA）、途上国の特別セーフガード（農業分野）、綿花の3分野について関係国と協議を行い、その結果次第で閣僚会合を開催する旨表明した。しかしながら、WTO事務局長による閣僚レベルでの調整にもかかわらず、分野別関税撤廃と途上国の特別セーフガードについて、対立する主要国の間の溝は埋まらず、閣僚会合の開催は見送られ、2008年内のモダリティ合意は実現しなかった。

2009年に入ってから、1月31日スイスのダボスで開催されたスイス政府主催WTO非公式閣僚会合において、主要国閣僚により、残された課題の難しさを認めつつも、ラウンド交渉の早期妥結に向けた各国の決意を再確認すると同時に、ラウンドがまとまることこそ、厳しい環境でも国際協調が可能なことを示し、最大の経済対策になるとの認識が共有された。

2009年は、米国の政権交代により米国通商代表（USTR）以下主要な交渉担当者の指名人事が遅れた等の事情も相まって、米国のラウンド交渉に対する姿勢が定まらないまま、各国間での交渉は政治的に対立する論点を避け、2008年12月の第4次改訂議長テキストを土台として実務レベルでの技術的な議論が続けられた。

NAMAに関しては、分野別関税撤廃、非関税障壁（NTB）、途上国の柔軟性の適用、特定国の特別扱い、特惠浸食などを主要論点として交渉が行われた。分野別関税撤廃では、交渉会合において大きな動きはなかったものの、提案国が主導して参加国との調整を行うアウトリーチ活動を継続し、一部の提案では新たな共同提案国が参加することとなった。NTBでは個別提案毎に議長主催の

少数国会合を開催し、実務者間での詳細な議論が開始された。特に2009年9月からほぼ毎月開催されたNAMA交渉会合においては、参加国から提案内容への質問やテキストの修正提案が提出され、個別提案毎に集中的な議論が行なわれた。途上国の柔軟性の適用に関しては、適用品目に関する市場アクセスの透明性を高めるべく先進国と新興国の間での二国間協議が実施されたが、より効果的な関税削減を求める先進国と、適用品目の選択は自ら決定するものと主張する途上国との間の隔たりに大きな変化はみられなかった。特定国の扱いや特惠浸食等についても途上国から提起されたものの議論は進展しなかった。

7月にはG8、G20サミットにおいて2010年中の最終合意の実現が約束され、2010年第一四半期には議論の進捗を確認（ストックテイク）することも合意された。これを受けて、高級事務レベル会合（SOM：Senior Officials Meeting）と各交渉分野の実務レベルでの会合が頻繁に開催された。9月以降の高級事務レベル会合では、第4次改訂議長テキストのモダリティ案におけるフォーミュラ以上の関税削減を求める米国と、同モダリティ案のバランスを維持すべきと主張する中・印・伯等の新興国の意見の溝が埋まらず、関税削減に関する議論は進まなかった。2009年11月末から12月初頭にかけてジュネーブで開催されたWTO定例閣僚会合においても、ラウンド交渉に関しては、2010年中の交渉終結及びそのための来年第一四半期のストックテイクの必要性を確認するにとどまっている。

2. 現在の概況

2010年に入ってから、NAMA 交渉会合ではNTBを中心とした実務レベルでの議論が継続している。1月末にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合において2010年中のラウンド合意を再確認した後、3月にはストックテイク会合が開催され、NAMA交渉議長からはNTBの進捗を含む現状評価が行われるとともに、今後の交渉会合での作業として、最終的なモダリティ案にリーガルテキスト

の形で反映させるべくNTBに重点を置いていくこと、また分野別関税撤廃等の追加的な市場アクセスについては、二国間の協議に関心国が主導して進める必要があるとの見通しが示された。

分野別関税撤廃については、米国を中心とする先進国と途上国の間で膠着状況が続いていたが、状況を打開すべく、5月にパリで開催されたWTO非公式閣僚会合及び6月に札幌でのAPEC会合の機会に開催された高級事務レベル会合において、我が国から分野別関税撤廃の野心の水準を維持しつつも各国のセンシティブリティに配慮し、製品分野毎に柔軟な条件設定を行うことで合意案を探る「バスケット・アプローチ」を提案した。7月以降は、各分野別提案の共同提案国による大使級会合を我が国が開催し、本提案についての理解を得つつ、途上国との対話を進めていくための各国の協力を求めた。10月から11月にかけては、交渉分野毎に大使級の会合（ブレーン・ストーミング会合）が開催され、現状の論点整理等を通じて具体的な交渉に入るための準備が整えられていった。分野別関税撤廃についても、新興国を中心に、追加的な市場アクセスの議論を行うことに対する慎重な意見があったものの、主要貿易国が参加してバスケット・アプローチに基づく議論を行っていくことについて概ね共通理解が得られ、これまで膠着していた分野別の議論についてもようやく進展の兆しが見られた。

しかしながら、当初約束された年内の最終合意は実現されず、11月に横浜で開催されたAPEC首脳会合及び閣僚会合、またソウルで開催されたG20サミットにおいては、各国の政治日程等も考慮すれば2011年が重要な「機会の窓（window of opportunity）」であるとして、2011年中のラウンド最終合意に向けて切迫感を持って交渉を進めることが確認された。NAMA交渉においても、これを受けて11月以降、NTB各提案について議長が主導して少数国での集中的な議論が行われ、テキスト改訂に向けた詰めの作業が進められていった。また、分野別関税撤廃についても、各分野の提案

国が主導してバイ・マルチの議論が加速され、バスケット・アプローチに基づく品目毎のセンシティブティや輸出関心についての情報交換や、各分野別提案における関税削減の条件等の検討が進められた。

2011年に入り、1月末にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合において、WTO事務局長より、4月のイースターまでの改訂議長テキスト発出と、夏前にモダリティ合意を実現するとのスケジュールが示された。これを受けて、1月以降は継続的にNTBの少数国会合やNAMA交渉会合、分野別関税撤廃の関係国会合等が開催された。4月に公表された改訂議長テキスト等では、関税交渉に関して、スイス・フォーミュラの係数についてリオープンしないこととしたが、分野別関税撤廃については、“橋渡しの出来ない政治的なギャップがある”とした。他方、非関税交渉に関しては、2009年以降の作業内容を受けた内容となった。

5月のAPEC貿易大臣会合及びOECD閣僚会合では、ドーハ・ラウンド交渉の停滞に懸念が示されるとともに、同交渉の妥結に向けて様々なアプローチを探索していくことが表明された。その後もNTBの少数国会合等が継続的に開催されたものの、具体的な進捗は見られなかった。

このような状況を受けて、11月のAPEC閣僚・首脳会合において新たな斬新で信頼のあるアプローチの探求が確認され、12月の第8回WTO定期閣僚会議で、進展が可能な分野での先行合意を含めた新たなアプローチを進めることが約束された。

2012年に入り、1月末にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合において、日本より、新たなアプローチを進めるために技術的作業を行うことを提案した。

なお、2012年7月に前議長が退任し、同年11月に新議長（スイス大使）が、就任した。

モダリティの中核をなす主要要素の交渉概況は以下のとおり。

(1) 関税引き下げ方式（フォーミュラ）

フォーミュラとは、個別品目ごとに適用される関税引き下げ方式であり、NAMA交渉全体の成果の水準に直結することから、交渉の最大論点となっている。「枠組み合意」において、高い関税率ほど引き下げ幅の大きい方式（非直線形）を採用することに合意していたが、具体的には大きく分けて、各国共通の方式（係数）を志向する「スイス・フォーミュラ」と、各国ごとに現行平均譲許税率を基準として方式（係数）を定める「ABIフォーミュラ」の二つが対立してきた。後者は、現行譲許税率の高い一部開発途上国（ブラジル、インド等）が強く主張してきたが、後者では現行の各国間の関税水準格差が改善されないことから支持は広がらず、香港閣僚会議において、複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することが合意された。

2006年に入り、先進国向け・開発途上国向けの2係数の水準、開発途上国向けの柔軟性の幅及び非譲許品目のかさ上げ幅について、一定の作業仮説の下、実際のデータを用いて関税削減効果についてのシミュレーションも試みられた。

実際の貿易拡大による開発の成果を生む観点から実行税率の削減効果を評価すべきとする先進国と、これに反発し「関税削減における相互主義の軽減」とは譲許税率の削減率の平均が先進国において開発途上国よりも大きい係数とすべきとする開発途上国との間で議論が重ねられ、2008年7月の閣僚級会合において、係数及び柔軟性の数字について、議長提案で一定の収斂が見られ、2008年12月の第4次改訂議長テキストに反映されている。なお、アルゼンチン、南アフリカ等一部の途上国は、フォーミュラ適用による関税の引き下げを緩和する特別な取扱いを要求しているが、合意には至っていない。

(2) 開発途上国向けの柔軟性

枠組み合意において、開発途上国については一定の限度内で、フォーミュラ適用による関税引き下げの軽減又は免除が認められている。開発途上国はこの関税引き下げにおける柔軟性の確保・拡大を主張する一方、先進国は、この柔軟性が適用されると、高関税品目が温存されるおそれがあるとしてこれを必要以上無制限に認めるべきではないと主張し、先進国と開発途上国の主たる対立点となっていた。

関税削減率が高いほど柔軟性が拡大するスライディング・スケールの考え方と関税分類の各章ごとに柔軟性の適用を制限する反集中条項が導入され、2008年7月、先進国と途上国の歩み寄りを促す議長提案に対して収斂がみられた。

(3) 非譲許品目の扱い

非譲許品目は、関税引き下げの困難な品目であることが多いことから、各国の間で議論が対立してきたが、2005年6月のAPEC閣僚宣言を受け、原則としてすべての品目の譲許、フォーミュラ適用による関税引き下げ、低関税率の品目への配慮という三つの原則について、一部の国を除き、広範な共通理解が得られた。同年12月の香港閣僚会議では、非譲許の低関税品目に配慮するための方式として、基準年（2001年）の実行税率に一定のかさ上げ（マークアップ）をした上でフォーミュラを適用する「ノン・リニア・マークアップ方式（非線形かさ上げ方式）」の採用について合意した。これを受けて、具体的なかさ上げの幅について交渉が行われた結果、25%ポイントのかさ上げ幅とすることで収斂がみられた。

(4) 分野別関税撤廃

分野別関税撤廃は、産業分野を特定してフォーミュラ適用による関税引き下げを超える関税撤廃・関税率の調和を行おうとするものであり、現在、電気・電子や化学等、14の分野が提案されている。分野別関税撤廃の成立要件としては、各分

野における世界貿易の主要割合（クリティカルマス）を占める加盟国が参加することとされているため、参加国を増やすべく、各分野の主導国を中心にアウトリーチ活動が行われている。我が国は、電気電子及び自動車・自動車関連部品の分野別関税撤廃の議論を主導している。

なお、分野別関税撤廃について第4次改訂議長テキストでは、モダリティ合意後に参加の条件等について具体的に交渉することとされているが、加盟国間の立場の違いを踏まえ、交渉にかかる予見可能性を高める観点から、モダリティ合意時に交渉への参加国と参加する分野を明示する案と、モダリティ合意時には交渉参加国が具体的にどの分野の交渉に参加するかを明示しない案の2案が提示されている。また、分野別関税撤廃への参加は交渉全体の成果にかかるバランスを取る観点から重要であるとの主張と、香港閣僚宣言に基づき分野別関税撤廃への参加は非義務的なものであるべきとの主張とが対立しており、現時点ではクリティカルマスが成立している分野別関税撤廃提案はまだない。

前述のように、2010年に我が国がバスケット・アプローチの考えを提案し、分野毎に、参加を予断しない形で、野心の水準は維持しつつ製品分野毎に各国の輸出関心やセンシティブリティに配慮し、より柔軟な条件設定を行うことでクリティカルマス達成を目指すべく、実務レベルでのバイ・マルチの議論が進められた。

(5) 非関税障壁

非関税障壁（NTB：Non Tariff Barrier）とは、技術規格、表示義務、輸入規制その他関税によらない貿易障壁を指し、テーマ・分野毎に提案国が主導し、その撤廃に向け議論が行われている。

2008年12月のNAMA交渉議長テキストでは、非関税障壁に関し、13の提案が附属書に記載されている。これらの提案は、大きく分けて電気電子、自動車、繊維等の個別分野に係る国内規制や認証制度の調和志向、透明性の強化等を提案する「分

野別」の提案と、NTB解消に向けた二国間の協議を促進するための手続き等を定める提案などの「水平的」な提案が含まれている。我が国も、希少資源等の輸出規制措置の透明性向上（加盟国への通報義務の新設等）に係る水平的提案を主導しているほか、再製造品に係る輸入規制等の解消に向けた分野別提案に参加している。

2009年9月からは非関税障壁を議論の中心としたNAMA交渉会合が定期的に行われ、各分野を横断的に扱おうとする新しい提案の提出や、優先検討事項とされたものを中心に各国から修正提案が示されるなど、実務レベルで提案内容の議論が行われてきた。

2010年末からは、優先検討事項とされた提案の一部について、各国からの修正提案の内容を統合したテキスト案を作成すべく、議長主催で10か国程度の少数国で構成されるコンサルテーションが行われており、各国間の意見の収斂と論点の整理が進められている。

2011年は、コンサルテーションの結果を受けて透明性提案や繊維ラベリング提案に関して集中的に議論が進められた。

2012年は、1月末のWTO非公式閣僚会合を受けて、技術的な作業の進め方について議論が行われた。

なお、我が国が主導する輸出規制透明性強化提案については、各国への参加働きかけを精力的に行っており、2008年4月に米国、7月に台湾、2009年3月に韓国、2010年2月にウクライナ、7月にコスタリカ、9月にチリが共同提案国として参加。引き続き、各国からの支持を拡大すべく二国間での協議が進められた。

Ⅱ．農業

1. 議論の背景

現在行われているWTO農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、「助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目標に向

けた改革を継続するため、2000年3月に開始された。その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、農業交渉も他の分野と同様にドーハ・ラウンドのシングル・アンダーテイキング（一括受託）の一部をなすものとして位置づけられたが、交渉のモダリティの確立期限とされた2003年3月までには合意が得られず、また、同年9月にメキシコ・カンクンで開催された閣僚会議もシンガポール・イシューを中心に先進国、開発途上国間の立場の違いが埋まらず、農業交渉を含め何ら具体的な合意のないまま閉会した。交渉は2004年3月から農業委員会特別会合が再開され、精力的な交渉が行われた結果、同年7月の一般理事会において枠組合意が成立した。2004年10月から、追加的な政治的意思決定を必要としない技術的問題を中心とした議論が行われたが、議論は収斂せず、2005年7月末のモダリティ（詳細な取極め）のたたき台の提示や、同年11月中旬までに提示することとなっていたモダリティ案の作成は見送られた。同年12月13日から18日に香港で行われた第6回閣僚会議では、WTO事務局長及び一般理事会議長から閣僚会議に送付された閣僚宣言案について少しでも内容の「上積み」を図る努力をすべき、との観点から、活発な議論が行われ、結局、輸出補助金の撤廃期限について、輸出国側が主張する2010年ではなく2013年とすること、また、輸出競争分野の並行的なモダリティが確立してはじめてこの撤廃期限が確定するとの条件をつけることが合意された。

香港閣僚宣言を踏まえ、2006年初めから、モダリティ合意等に向けて精力的に交渉が行われたが、各国の意見の収斂が見られず、7月下旬にはWTO事務局長の判断により、農業分野を含むすべての交渉が一時中断された。同年9月以降、閣僚レベルで交渉再開に向けた動きが示され、農業分野でも農業交渉議長が非公式農業少数国会合（ファイヤーサイドチャット）等を開催し、精力的に技術的議論を行った。

2007年1月末ダボス会議を経て交渉が本格的に再開し、7月にはNAMAと共に議長テキストが発出

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

され、農業テキストについては、開発途上国を含め、各論では異論はあるものの、今後の交渉の議論のベースとして受け入れ可能であるという意見の下、マルチの場で議論を積極的に行っていくこととなった。

その後の議論を踏まえて、2008年2月、5月、7月にそれぞれ議長テキストが改訂された。7月の閣僚会合の際には、モダリティ合意に向けてWTO事務局長が調停案を提示したものの、農業分野における開発途上国向けの特別セーフガード措置（SSM）を巡り、一部の開発途上国と先進国が対立し、これらが原因となって交渉は決裂した。その後、事務レベルでの協議が再開され、12月には閣僚会合開催の機運が高まり、議論のたたき台となり得る改訂議長テキストが再びNAMAと同時に発出された。閣僚会合の開催に向けて調整が行われたものの、一部の開発途上国と先進国との溝が埋まらず、これらが原因となって閣僚会合の開催は見送られた。

2009年以降は、各種閣僚級会合における、ラウンド交渉の早期妥結に向けた各国の政治レベルでのコミットメントを受け、改訂議長テキストのうち10の未解決論点（①青の政策、②綿花、③重要品目、④上限関税、⑤関税割当（TRQ）新設、⑥関税簡素化、⑦途上国向け特別品目、⑧途上国向け特別セーフガード措置（SSM）、⑨熱帯産品、⑩特惠浸食）に関する議論が行われるとともに、テキストの曖昧論点の明確化や、モダリティ確立時に必要となるデータの整理、モダリティ確立後に各国が作成する譲許表等の様式の整備等の技術的な作業も重ねられた。しかし、非農産品市場アクセス（NAMA）交渉における米国等先進国と新興国の対立を背景に、農業分野においても、未解決論点について特段の進展は見られなかった。

2010年11月に行われたG20サミットやAPEC首脳会議においては、2012年は米国大統領選挙の年である事を踏まえ、2011年がドーハ・ラウンド妥結の「機会の窓」とされ、交渉の早期妥結への意思が確認された。これを受け、2011年1月のダボス

非公式閣僚会合では、4月までに全分野の改訂テキストを揃え、7月までに実質合意を目指すことが確認された。農業交渉においても、1～4月の間、テキスト改訂に向け市場アクセス、国内支持、輸出競争分野について集中的な議論が行われたものの、各国の意見の隔たりが大きかったことから、農業テキスト改訂は行われず、我が国が重視する「重要品目」、「上限関税」、「関税割当の新設」を含めテキストを改訂するまでの進展はないとした議長報告書を発出するにとどまった。

農業を含め主要分野のテキスト改訂に至らなかったことから、WTO事務局長は、年末までの一括合意を断念し、部分合意を目指すことを表明、部分合意の候補として、農業の輸出競争を含めた9項目をパッケージとして提案し、各国で議論が行われた。しかし、各国の主張の隔たりを埋めることはできず、7月の非公式貿易交渉委員会にて、年末までに部分合意のパッケージを合意するのは難しいと表明するとともに、年末の閣僚会議に向け交渉以外の事項等について議論を継続することとなった。

その後、交渉以外の事項の1つとして、同年6月のG20農業大臣会合で合意された「食料価格乱高下及び農業に関する行動計画」に基づき、人道目的の食料援助を輸出規制の対象外とすることをWTOとして宣言すべきとEUが提案し、我が国を含む13ヶ国が共同提案国となり議論が行われたが、インド、中国等の反対により合意には至らなかった。12月の閣僚会議の議長総括には「ドーハ・ラウンド交渉については、その行き詰まりを認めつつ、部分合意も含め新たな手法により打開の道を探るべきこと」が盛り込まれた。

2. 現在の概況

2012年前半には農業交渉に特段の動きは見られなかったが、第9回閣僚会議ではDDAに関し何らかの成果が必要との認識が高まる中、農業交渉においても2012年から2013年にかけて、第9回閣僚会議に向けてモダリティ案の一部を先行合意するも

のとして、新興国を中心とする途上国グループから現行モダリティ案（2008年12月の改訂議長テキスト）の一部を先行合意する提案が出された。こうした状況を踏まえ、農業分野においては、途上国の農業分野の市場開放について柔軟な扱いを主張するG33（インドネシア、インド、フィリピン等、途上国に柔軟な扱いを求めるグループ）から①途上国の食料安全保障目的の公的備蓄を国内支持の削減対象から除外する提案が出され、先進国農業政策の大幅削減を主張するG20（ブラジル、インド、中国等、先進国の農業支持の大幅削減と途上国への配慮を求める主要途上国のグループ）から、②関税割当運用改善の提案、③輸出補助金抑制の提案が出され、農業以外の分野として税関手続等を簡素化する貿易円滑化、開発等の計3分野を合わせたパッケージとして交渉が進められた。特に公的備蓄提案について米国とインドの対立が大きく交渉は難航したが、第9回WTO閣僚会議において異例の閣僚レベルの実質的交渉が続けられ、日程も延長された結果、「バリ・パッケージ」が合意された。

また、バリ閣僚宣言では、貿易交渉委員会において1年以内に農業を含むDDAの残された課題について、作業計画を作成することとなっている。我が国としては今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とし、引き続き輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に取り組んでおり、食料輸入国としての我が国の主張が適切に反映されるよう引き続き最大限の努力を行っていく。

Ⅲ. 地域貿易協定

1. 議論の背景

RTA（Regional Trade Agreement：地域貿易協定）は、WTO協定においてはMFN（Most-Favored-Nation Treatment：最恵国待遇）原則の例外として認められている。WTOの基本原則であるMFN原則の空洞化を防ぐため、その要件

として、モノの貿易についてはGATT第24条において、地域貿易協定の締結により、関税及びその他の通商規則が締結以前よりも高度なもの又は制限的なものとならないこと（第5項）、並びに関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について廃止すること（第8項）等を定めている。また、サービス貿易についてはサービス協定（GATS）第5条において、「相当な範囲の分野（substantial sectoral coverage）」を自由化の対象とすること（第1項a）等を求めている（第II部第1章「最恵国待遇」及び第16章「地域統合」を参照のこと）。

上記の要件の具体的解釈については、GATT時代から解決していない「システム・イシュー」として、1996年に設立されたCRTA（地域貿易協定委員会）において議論されてきたが、各国の主張の対立から合意は得られなかった。2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において、RTAの規律強化を交渉事項とする旨、宣言案文に入れるよう香港等が働きかけ、これに明確に反対する国もなかったことから、最終的に閣僚宣言で交渉事項として決定された。

ドーハ閣僚宣言では、「RTAに適用される既存のWTOルールに基づく規律及び手続の明確化及び改善に関する交渉」がうたわれ、具体的には、①実体的規律（GATT第24条、サービス協定第5条及び授權条項）の解釈の明確化及び②手続的規律（通報、CRTAにおける審査手続等）の改善が論点となっている。

2. 現在の概況

本件交渉は、WTOのルール交渉グループにおいて行われており、2002年5月の第1回会合以降、豪州、EU、中国、我が国等が論点ペーパーを提出している。これら各国提案等を通じて、これまでの会合では、実体的問題として、①GATT第24条第8項の「実質上のすべての貿易」の判断基準（タリフラインをベースとすべきとの主張、質的要素及び量的要素の双方をベースとした基準を設けるべ

きとの主張、量的アプローチをとるべきとの主張等種々の提案がなされている）、②GATT第24条と授権条項との関係等が論点として取り上げられている。

手続的規律については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択された。ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（詳しくは、第II部第16章「地域統合」参照）。なお、運用開始一年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムとすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、2013年2月時点で見直しは見送られている。

我が国においては、2002年11月にシンガポールとの間で、自由貿易協定の要素を含む最初の経済連携協定が発効した。以降、メキシコ（2005年4月）、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、アセアン（2008年12月）、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）との間での経済連携協定が発効した。現在は、豪州等と交渉中であり、更に今後も、WTO体制を補完するものとして、積極的に各国と経済連携協定の締結を目指していくこととしている。したがって、我が国としては、我が国及び世界各国が結ぶRTAのWTO協定整合性を明確化する観点から、現在のラウンド交渉で行われているRTAの規律についての議論に対し、今後も積極的に取り組んでいくこととしている。

IV. 貿易円滑化

1. 背景

WTOにおける貿易円滑化交渉は、GATT第5条（通過の自由）、第8条（輸出入に関する手数料・手続）及び第10条（貿易規則の公表・施行）を明確化、改善、この分野における途上国に対する技

術支援及びキャパシティ・ビルディングの強化を目的とした交渉であり、その成果として、税関手続を含む貿易関連手続の透明性、簡素化、標準化が促進され、ひいては物流の迅速化、貿易関連コストの低減が図られる等、先進国、開発途上国、民間、行政等を問わず、すべての貿易関係者が利益を享受しうるものである。

2. これまでの経緯

(1) シンガポール・イシューの交渉先送り

貿易円滑化交渉は、1996年にシンガポールにて開催された第2回閣僚会議での合意に基づき、シンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達、透明性、貿易円滑化の4分野）の一つとして、物品貿易理事会において議論されていた。しかし、一部の開発途上国からの強い反対を受け、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議の際に、シンガポール・イシューの交渉開始は先送りされた。

(2) 貿易円滑化交渉の開始

その後、貿易円滑化については、開発途上国にも利益をもたらすことが共有され、2004年7月の一般理事会において、シンガポール・イシュー4分野のうち貿易円滑化のみ交渉を開始し、残る3分野はドーハ・ラウンドでは交渉しないことが合意された。

2004年10月の一般理事会では、交渉グループの初代議長に在ジュネーブ・マレーシア大使が選出。同年11月に第一回交渉会合が開催され、以後、貿易円滑化関連のガット第5条、第8条、第10条の明確化・改善等に関する各国の提案に基づき議論が行われた。

2005年7月の一般理事会に際しては、議長の責任で、それまでの交渉の進捗状況、技術支援やキャパシティ・ビルディング、開発途上国に対するS&D（特別かつ異なる待遇）の重要性について言及した報告書が作成された。その後、2005年12月の香港閣僚会議では、貿易円滑化交渉グループ報

告に示された勧告が承認され、採択された閣僚宣言に、これまで各国から提出された各種措置が列挙されたほか、香港閣僚会合後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性、技術支援やキャパシティ・ビルディング、開発途上国に対するS&Dの重要性等が盛り込まれた。

(3) 交渉の中断から再開までの動き

2006年2月の一般理事会において、交渉グループの2代目議長に、在ジュネーブ・香港常駐代表が選出され、他の交渉分野と同様に、年内の期限までに交渉を終結させることを目途に交渉が行われ、同年2月より、加盟国から貿易円滑化措置に関する提案が提出され議論を行った。更に、同年5月からは加盟国より条文ベースの提案が提出され、同年7月中の議長テキスト策定に向けた議論が行われていたが、一部開発途上国の反対もあり、貿易円滑化の議長テキストは作成されなかった。同年の7月末には、ラウンド交渉の中断をWTO事務局長が発表し、ラウンド交渉の一部である貿易円滑化交渉も中断された。

その後、2007年1月31日の非公式貿易交渉委員会において、一旦中断されたラウンド交渉が本格的に再開。2007年2月7日の一般理事会において、現在の交渉グループの議長である在ジュネーブ・グアテマラ大使が選出された。

3. 現在の概況

2007年11月以降、各国から提出された条文提案をWTO事務局が取りまとめた編集文書（compilation paper）をもとに、交渉マンデートである、GATT第5、8、10条の明確化、改善、途上国が措置を実施するに際してのS&D（含む技術支援及び人材育成（注）のための支援）付与、税関間の協力についての条文交渉が行われている。

我が国は、産業界において、特に途上国における貿易関連手続の透明性向上や手続の簡素化についての関心が高いことから、GATT第10条に関する提案を提出し、他の加盟国と協力しつつ、改訂

提案の作成、類似の提案の統合作業等を行うなど、交渉の進展に貢献してきた。2009年12月には、今後の交渉のベースとなる統合テキスト案（Draft Consolidated Negotiation Text）がまとめられ、2010年2月から、このテキスト案に基づいて条項ごとの交渉が開始された。2013年12月のバリ閣僚会合においてバリ・パッケージとして合意され、今後協定化に向けて最終的な法的な詰め作業が行われる。

（注）開発途上国が貿易円滑化交渉に参加すること、交渉終了後に円滑に貿易円滑化関連措置を着実に実施に移すこと等を支援するため、WTO事務局が世界税関機構（WCO）等関係国際機関と協力し、途上国のニーズ・アセスメント（貿易円滑化交渉で提案されている措置をどの程度実施出来ているか、を診断）を実施しているところ。

V. 開発を巡る問題

1. 議論の背景

今次ドーハ・ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその中心的課題に位置づけられており、また、2004年9月の第5回カンクン閣僚会議の前後から開発途上国の存在感の拡大に伴い、開発途上国の開発問題への対応が交渉の行方を左右する要因の1つとなっている。開発に関し、具体的な検討・作業項目としてドーハ閣僚宣言において合意されているのは、実施問題、S&D（特別かつ異なる待遇）、キャパシティ・ビルディング、貿易と債務・金融に関する問題、貿易と技術移転の問題、小規模経済国の貿易への配慮、後発開発途上国（LDC）への対応、である。このほか、先に述べた各交渉分野においても、開発途上国への配慮が大きな論点となっている。

2005年12月の香港閣僚会議においても開発途上国の開発問題は大きな論点となったが、開発途上

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

国支援、とりわけLDC支援の必要性につき全加盟国間で認識が共有され、以下の成果が得られた。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCが強く求めていた、すべてのLDCの全製品に対する無税無枠の供与については、以下のとおり合意された（香港閣僚宣言附属書F）。

—すべてのLDCの全製品に対して、持続的方法によって、2008年若しくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。

—現時点で供与に困難を有する国は、2008年若しくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに最低でも品目ベースで97%以上のLDCを原産とする製品に対し、無税無枠を供与。更に、上記の義務を漸進的に達成。

②「貿易のための援助」等

閣僚宣言において「貿易のための援助」（詳細は後述）の重要性が確認され、事務局長の下に設置される作業部会が、2006年7月までに「貿易のための援助」を実施する方法に関する勧告を行うこととなった。その他、小規模経済国への配慮、S&D（詳細は後述）、実施問題（詳細は後述）についてもその重要性が確認され、更なる作業を継続することとなった。

③開発途上国開発支援策（開発パッケージ）

香港閣僚会議で開発に大きな焦点が当たったことを受け、開発途上国が貿易自由化による利益をより多く享受できるよう、先進各国は自発的に貿易のための開発支援策（開発パッケージ）を次々に発表した。我が国は、他国に先駆けて、香港閣僚会議直前の2005年12月に総理から、一村一品運動の経験等を生かした開発途上国の輸出能力向上支援を含む「開発イニシアティブ」を発表し、開発途上国から高い評価を得ている。我が国のほか、米国及びEUの開発パッケージの内容は以下のとおり。

—我が国：2005年7月のグレンイーグルズでのG8サミットに向けて発表した開発支援策の

一環として、今後3年間に、貿易・生産・流通インフラ関連で、合計100億ドルの資金協力を行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うことを目標とする。この「開発イニシアティブ」を通じて、開発途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」という3つの局面において、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたって支援を行う。具体的には、我が国発の「一村一品」運動の経験等を活かした輸出能力向上支援やLDC製品の市場アクセスの原則として無税無枠化等が含まれている。

—米国：2010年までに貿易関連支援のため年間27億ドルの水準までを拠出を増加させる。

—EU：2010年までに貿易関連支援のため年間10億ユーロまで拠出を増加させる。

さらに、2013年インドネシア・バリ島で行われた閣僚会合において、開発分野について以下のような成果が得られた。

① 後発開発途上国（LDC）に対する優遇措置

(a) 綿花貿易について、半年毎に綿花小委員会を開催し、香港閣僚会議で合意された市場アクセス拡大、国内支持及び輸出補助金の削減について検証する。また、綿花の開発支援側面の重要性を再確認し、「貿易のための援助」や関連国際機関による技術協力・能力構築の実施に際し、LDCが開発パートナーとの対話や開発戦略により特定したニーズにフォーカスすることが奨励された。

(b) 原産地規則についてガイドラインが作成された。ガイドラインでは、原産性を判定する際の付加価値基準の閾値や加工工程基準等について、LDCが要望する水準が盛り込まれている他、自己証明制度の導入等の書類の簡素化が求められている。また、原産地規則委員会は、本ガイドラインに基づき年次レビューを実施、一般理事会への報告を行い、WTO事務局はこれらレビューの結果をLDC小委員

会に年1回報告する。

- (c) サービス分野における優遇措置の運用について、サービス貿易理事会は優遇措置の運用を目指したプロセスを開始し、同措置の運用について定期的にレビューする。LDCは自らの輸出関心のあるサービス分野やモード（形態）を特定した集団リクエストを提出し、その6ヶ月後にサービス貿易理事会はハイレベル会合を開催する。同会合で、自主的に優遇措置を実施する先進国及び途上国は、優遇する分野やモードを提示する。
- (d) 無税無枠措置について、品目ベースで97%の無税無枠供与を達成していない先進国は、第10回閣僚会議までに改善に努めることが合意された。

② 途上国配慮条項（S&D条項）の履行モニタリング制度

履行モニタリング制度はS&D条項の実施に関する分析とレビューを最低年2回行う。レビューの結果、S&D条項の実施に問題がある場合はその改善策の検討を、条項自体に問題がある場合は交渉の開始を、当該協定を所管する機関に勧告する。

2. 各論

(1) 我が国が実施している主な開発途上国開発支援策（開発パッケージ）の現状

我が国は、「開発イニシアティブ」の発表後、世界各地の開発途上国にある我が国大使館に有望製品・優良案件の発掘について指示を発出し、各国において「開発イニシアティブ」の実施に着手した。また、貿易面の措置としては、特に以下の取組を開始している。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCの輸出拡大や経済発展を支援する観点から、一定のLDC製品について限度枠を設けずに関税無税で我が国への輸入を認める、LDC向け無税無枠措置を実施している。

LDC製品の市場アクセスを原則無税無枠化する

ことを表明した「開発イニシアティブ」（2005年12月）や、WTO香港閣僚宣言（同）におけるコミットメントに基づき、2007年度以降、LDC無税無枠措置の対象品目割合は約86%から約98%に拡大されている。

②国際版「一村一品」運動

2006年2月から、経済産業省が中心となり、開発途上国の製品の紹介を通じて開発途上国の商品開発・輸出力向上に対する支援を行うために、国際版「一村一品」運動を展開している。

具体的には、日本貿易振興機構（JETRO）との共催により、成田国際空港、関西国際空港に開発途上国の有望製品を我が国をはじめとする消費者に紹介するための展示販売コーナー「一村一品マーケット」を設置・運営するほか、JETRO等の関係機関と協力しながら、開発途上国からの我が国への輸出支援等の協力支援を行っている。

(2) 実施問題、S&D、キャパシティ・ビルディング、貿易のための援助及びIF（統合フレームワーク）を巡る議論の状況

< i) 実施問題 >

実施問題とは、既存WTO協定上の義務履行が困難であるため、義務の緩和・免除等を開発途上国が求めている問題である。

この問題は、1999年のシアトルでの第3回閣僚会議の際、インド等の開発途上国が先進国主導での新ラウンド立ち上げを阻止しようとして提起したものである。具体的には、WTO協定上の義務履行を開発途上国については更に遅らせる、より開発途上国を優遇させるよう既存の協定の改正をする等、実に101項目の要望から構成されていた。

2001年11月のドーハでの第4回閣僚会議においては、ドーハ閣僚宣言本体に加え、「実施の問題に関する決定」という別立ての合意文書が成立し、ドーハに持ち越された101項目の要望のうち、42項目が一定の解決に至った。他方、ドーハ閣僚宣言でも、「実施の問題に関する決定」でも取り扱

われなかった「未解決の実施問題」（59項目）のうち34項目（農業、AD等）は各交渉会合で検討し、2004年末（ドーハ閣僚宣言で設定されたドーハ開発アジェンダの交渉期限）までに結論を出すことになった。2003年6月、ドーハ開発アジェンダに引き継がれた59項目のうち、交渉項目とならなかった25項目（地理的表示（GI）拡大を含む）については、今後の進め方に関し、WTO事務局長から提案がなされたが、インド、ケニア等が各項目の交渉化を求めて受け入れを拒否し、また、「地理的表示（GI）拡大」の交渉化を目指すEU等もこれに同調した。2005年の香港閣僚宣言では、すべての未解決の実施問題について協議を加速化することとされたが、現在のところ意見の収斂は見られていない。

＜ii）S&D（特別かつ異なる待遇）問題＞

S&Dとは、Special and Differential Treatment（特別かつ異なる待遇）の略で、現行WTO協定内に存在する開発途上国への特別な配慮に関する規定を指す。

これまで合意されたWTOの各種協定の中には、開発途上国への配慮という観点から種々のS&D規定が設けられているが、開発途上国からはこれらの規定が十分に機能していないことから、より実効性を持たせるために強化すべきとの主張がなされていた。

2001年ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において、WTO協定の「すべての特別のかつ異なる措置の規定が、強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものにするために見直されること」が合意され、S&Dに関する交渉が開始された。これを受けて、開発途上国から88項目の個別協定に関する提案が提出され、WTO貿易と開発委員会（CTD）特別会合及び関連交渉会合・関連委員会において議論が行われてきた。2003年5月に一般理事会議長は88項目の提案を3つのカテゴリー^{（注1）}に分類する旨提案し、その後、カテゴリーIを中心に議論を進め、28項目についてほぼ合意に達していたが、2003年9月のカンクン閣僚会議での決裂に伴い議論が

頓挫した。2004年2月、南アフリカ代表がCTDの新議長に指名され、28項目の扱いを含めS&Dの議論を前進させる方法等につき検討を再開、その後、度々集中的に議論が行われたが、結局合意に至らなかった。

（注1）提案の3つのカテゴリー分類（合計88項目）

- ・カテゴリーI：合意済み又は合意に近いと思われる項目（38項目）
- ・カテゴリーII：交渉中の分野に関する提案又は関連委員会等で検討中の項目（38項目）
- ・カテゴリーIII：合意困難と考えられる項目（12項目）

2005年5月からは、CTD特別会合において「LDCに関する個別の5提案（LDC5提案）^{（注2）}」を集中的に議論が行われた。LDCとその他の関係国との立場の溝がなかなか埋まらなかったが、香港閣僚会議で開発途上国支援、とりわけLDC支援が重要であるとの認識が全加盟国間で共有され、ようやく合意に至った。

（注2）LDC5提案

- ・提案23：LDCに対する義務の免除
- ・提案36：無税無枠の市場アクセス、原産地規則、資金・技術支援
- ・提案38：LDCが開発、財政、貿易上の必要性和致しない義務、譲許を要求されないことの確認等
- ・提案84：TRIMs協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）の適用免除
- ・提案88：LDCが開発上の必要性等や能力と合致した義務のみを負うことの確認、資金・技術支援

香港閣僚会議後は、CTD特別会合議長の方針に従い、残り16提案のうち、所謂カテゴリーIの6つの個別提案^{（注3）}に加えカテゴリーIIIの1つを中

心に議論されているが、現在のところ合意は得られていない。

(注3) 7つの個別提案

88項目からCTD特別会合以外場で議論されているカテゴリーⅡ（38項目）、カンクンで合意した28項目（うち1項目はカテゴリーⅡに属する）。LDC5提案及び繊維協定関係の提案2項目を引いた16項目のうち、カテゴリーⅠに属する6つの提案及びカテゴリーⅢに属する1つの提案を指している。

- ・提案13：経済開発計画を実施するにあたってのWTO協定義務の緩和
- ・提案24、25：開発途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除
- ・提案28、29、30：輸入許可手続に関する開発途上国配慮
- ・提案79：開発途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除

このような中、現在CTD特別会合では、S&Dの実施状況をモニタリングするシステム（モニタリング・システム）に議論の基軸を移し、作業を行っている。

＜iii）キャパシティ・ビルディング（能力構築）＞

キャパシティ・ビルディングとは、研修、セミナー等様々な形で開発途上国のWTO履行能力や交渉能力の構築・向上を図るとともに、WTO協定実施のための国内体制整備の支援を行うことである。

従来、開発途上国に対する「技術支援」(technical assistance)の一環としてWTO協定に関するキャパシティ・ビルディングが行われていたが、1999年のシアトル第3回閣僚会議の失敗を契機として、より一層その重要性が強調されるようになった。す

なわち、シアトルで開発途上国は、既存のウルグアイ・ラウンド合意でさえ実施する能力が不足しているため新たなラウンドによる義務の増加には対応できないとの立場をとったことから、開発途上国への対応の重要性があらためて認識され、開発途上国のラウンド参加を促進するためのWTO関連のキャパシティ・ビルディングが有効と考えられるようになった。その結果、2000年以降、先進国は開発途上国に対してWTO関連のキャパシティ・ビルディングを一層精力的に実施することとなった。

WTOにおいては、技術支援／キャパシティ・ビルディングに関し、以下のような取組が行われている。

- 毎年度、WTO事務局が技術協力計画を作成し、技術協力基金（GTF）^{（注1）}を使って各種の技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。
- ジュネーブ及び地域セミナー・ワークショップ、貿易政策クリニック^{（注2）}の他、他の国際機関と連携したIF（統合フレームワーク：詳細は後述）・JITAP^{（注3）}のスキームを通じて技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

（注1）技術協力基金（GTF）：

2002年1月にWTO事務局長がWTOキャパビルのための基金を設立。各国から拠出が行われたっており、我が国からは、2002年度から2007年度にかけて約553万スイスフランを拠出。

（注2）貿易政策クリニック：

各国のニーズに応じて、様々な段階で貿易政策のキャパビルを実施。

（注3）共同統合技術支援プログラム（JITAP）：

WTO、UNCTAD、ITCによる対アフリカ貿易関連共同イニシアティブ。人的資源開発、貿易自由化に対する国内法やインフラ整備のための技術支援を行う枠組み。

＜iv）貿易のための援助（Aid for Trade）及び統合フレームワーク（IF）＞

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

2005年12月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量が割かれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・IMFが提示した「貿易のための援助（Aid for Trade）」、更には、そのうちのLDC支援の枠組みである統合フレームワーク（IF）等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調されている。

①貿易のための援助（AFT：Aid for Trade）

「貿易のための援助」^{（注）}については、2006年2月に作業部会が設置され、2006年7月に報告書が取りまとめられた。「貿易のための援助」は2006年7月の交渉中断の対象外として取組みが継続され、2006年10月には一般理事会で同報告書が採択された。

2007年11月には、同報告書を踏まえ、WTO事務局からの具体的提案を受け、グローバル・レビュー会合が開催された。

本会合では、主に先進国側からは、開発途上国側の援助政策において貿易を主流化、すなわち、貿易によって開発を進めることを基本方針として打ち出すべきである、という考え方、また、被援助国自身の開発参加意識の重要性についての指摘があった。他方、主に開発途上国側からは、援助の追加性、すなわち、どの程度AFTに関する援助が実際に積み増されるのか検証すべきである、といった考え方が示され、また、AFTが如何に行われているか推移を確認するモニタリングの重要性、人材育成の必要性が指摘された。

本会合では今後のステップとして以下が提言された。

—地域レビュー会合を通じてなされた次の提言を実施

- ・各国・地域の課題、優先分野を特定
- ・受益国、地域としての行動計画を特定
- ・地域におけるAFTのネットワークを形成
- ・実施に向けたロードマップを設定

—2008年前半におけるAFTのモニタリング／評価に関するシンポジウムの開催、AFTの実施

に向けての専門家レベルでの会合の開催、更に官民協力の推進やデータベースの整備等を、次のグローバル・レビュー会合に向けて進めていく。

なお、グローバル・レビュー会合に至るまでに、WTO貿易と開発委員会（CTD）の他、関連する国際機関・フォーラム、特にOECDにおけるAFTのモニタリングに関する議論、その他、世銀、IMF、国連、IFといった場における議論に加え、ラ米・カリブ海地域、アジア・太平洋地域、アフリカ地域において地域レビュー会合が開催された。

2009年7月に第2回グローバル・レビュー会合が開催され、貿易の援助に関し、

- ・約束から実施へ
- ・国家及び地域の開発戦略の主流化
- ・世界的な経済不振の中での支援の継続
- ・貿易のための援助、その効果の調査

を柱とする議論を行った。我が国からは、「貿易のための援助」の具体的な形として、国際版一村一品運動を2006年以来実施していることを紹介した。

（注）「貿易のための援助」（Aid for Trade）：開発途上国が十分に貿易の利益を享受するために克服することが必要な課題（情報、制度、インフラ、人材等における制約）を解消することを目的とした包括的な援助の構想。WTOの他、世銀、IMF、OECD、国連等の場でも議論が行われている。具体的には、①LDCを含む開発途上国が供給サイドの制約を克服し、国際市場への参入を可能とするための支援、及び②貿易自由化に伴う調整コストの問題への対応を可能とするための支援を行うことを目標としている。

また、最近では2011年7月に第3回グローバル・レビュー会合が開催され、

- ・援助、効果、状況及び将来
- ・回復の強化・成長の促進
- ・多国間開発銀行が経済危機で果たした役割
- ・南南協力

・貿易のための援助へのモニタリングと評価等の議論を行い、2009年に引き続き我が国の一村一品運動の取組みについても紹介した。

最近では、2013年7月に第4回会合グローバル・レビュー会合が開催され、

- ・南南協力
- ・インフラ整備支援
- ・LDCのグローバルバリュー・チェーン化
- ・官民協力

等の議論を行い、過去2回に引き続き、日・カンボジア・ADB主催のサイドイベントにおいて我が国の一村一品運動の取組みについても紹介した。

②統合フレームワーク（IF）

「貿易のための援助」の一環として重要性が強調されているIF^{（注1）}については、2005年11月に設立したIF強化タスクフォースにおいてIFの強化が議論され、2006年7月に同タスクフォースの勧告案^{（注2）}がIF運営委員会において承認されている。

同勧告を踏まえ、2006年秋より、IF移行チームにおいて、その下で3つのクラスター（資金、実施問題、マネジメント）ごとに議論が行われ、2007年5月のIF運営委員会においてIF移行チームの提言（追加的で予測可能性の高いリソースの確保、現地実施プロセスの強化、ガバナンスの強化等）が承認され、同年9月のストックホルムにおけるハイレベル拠出会合において、強化されたIF（EIF：拡大統合フレームワーク）への移行が指示された。

（注1）IF：Integrated Framework（統合フレームワーク）の略称。WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世銀の6つの国際機関が共同でLDCの供給サイドの制約等を調査し、当該LDCが多角的貿易体制に統合していくための政策提言やキャパシティ・ビルディングを行うもの。

（注2）IF強化タスクフォースからの勧告の主な内容

①対象・実施

基金の再編、貿易診断調査の改善、IFの対

象範囲はLDC。

②ガバナンス、全体管理、事務管理

独立した権限を持った事務局をWTO事務局内に置かれる。運営委員会が任命する事務局最高責任者（CEO）が率いる。事務局は信託基金の財務管理を行う。

③モニタリングと評価

モニタリング及び評価システムの改善。独立監査人を任命。

④基金

経費見積もりとしては、5年間、実施経費及び事務局経費を含めた経費として約4億ドルとの額が示されている。3～5年間の多数年度を対象とする基金の提示。

< v) LDC向け原産地規則のガイドライン >

LDC向け特惠制度の原産地規則は、特惠付与国それぞれが独自の規則を運用しているが、LDCから統一の規則制定を求める動きがあり、2013年12月にインドネシア・バリで開催されたWTO第9回閣僚会議において、LDC特惠制度の原産地規則ガイドラインが合意された。同ガイドラインは、原産地規則の簡素化・透明化を目的としており、強制力を持っていない。